

官報

主要目次

- 所得税法の臨時特例に関する法律
法人税法の一部改正
中小企業信用保険法の一部改正
所得税法施行規則臨時特例の一部改正
中小企業信用保険法施行令の一部改正
旅券法の施行期日を定める政令
府令
法務局及び地方方法務局の支局及び出張所設置規則の一部改正
省令
所得税法の臨時特例に関する法律第十八條第二項の規定による申告書の記載事項に関する省令
所得税法施行細則の一部改正
農林大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則
社団法人又は財団法人に係る申請に関する件廃止
告示
少年院種別表に関する告示の一部改正
さんま漁業取締規則第二條第一項の表の上欄の操業期間の終期変更
国有林野所在市町村交付金交付規程
輸入に関する事項の公表(第五十回)
船員法により行政官庁の事務を行わせる市町村長指定の件の一部改正
五河川法により建設大臣において管理及び維持修繕を行っているもの廃止

法律

所得税法の臨時特例に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十六年十一月三十日
内閣総理大臣 吉田 茂

法律第二百七十三号

所得税法の臨時特例に関する法律

(扶養親族の意義の特例)

第一条 昭和二十六年分の所得税については、納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族で、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号。以下「法」という)第九條の規定により計算した総所得金額(以下「総所得金額」という)が一万七千円以下である者を、法第八條第一項本文に規定する扶養親族(以下「扶養親族」という)とみなす。

(退職所得に対する所得税の課税標準の特例)
第二条 一時恩給及び退職給與並びにこれらの性質を有する給與に対する昭和二十六年分の所得税については、同年中の収入金額からその十分の三に相当する金額を控除した金額

を、法第九條第一項第六号に規定する退職所得の金額とみなす。

(扶養控除の特例)
第三条 法第一條第一項の規定に該当する個人に扶養親族がある場合における当該個人の昭和二十六年分の所得税については、法第十一條の六の規定にかかわらず、扶養親族一人につき二万七千円(扶養親族が三人をこえるときは、そのこえる者については一人につき一万五千元)を、その個人の総所得金額から控除する。

(不具者等に対する所得税控除の適用除外)
第四条 法第一條第一項の規定に該当する個人の昭和二十六年分の所得税については、法第十一條の七から第十一條の十までの規定は、適用しない。

(基礎控除の特例等)
第五条 法第一條第一項又は第二項第一号の規定に該当する個人の昭和二十六年分の所得税については、法第十二條第一項の規定にかかわらず、その総所得金額から三万八千円を控除する。

2 法第一條第一項又は第二項第一号の規定に該当する個人の昭和二十六年分の所得税については、法第十二條第二項中「前八條及び前項」とある

のを「第十一條の三から第十一條の五まで並びに所得税法の臨時特例に関する法律第三條及び第五條第一項」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(税額の特例)
第六条 昭和二十六年分の所得税については、法第十一條の三から第十一條の五までの規定並びに第三條及び前條第一項の規定による控除後の総所得金額に應じ、別表第一に定める金額を、法第十三條の規定により計算した所得税額とみなす。

第十二條」とあるのを「第十一條の三から第十一條の五まで並びに所得税法の臨時特例に関する法律第三條及び第五條第一項」と読み替えて同号に規定する第二次調整所得金額を計算するものとし、当該第二次調整所得金額に應じ、別表第一に定める金額を同号に掲げる税額とみなす。

4 昭和二十六年分の所得税については、法第十五條の規定は、適用しない。

(不具者についての税額控除)
第七条 法第一條第一項の規定に該当する個人に不具者(法第八條第二項に規定する不具者をいう。以下同じ)である扶養親族があるときは、当該個人の法第十三條から第十四條の二までの規定により計算した昭和二十六年分の所得税額から、不具者一人につき四千円を控除する。

2 法第一條第一項の規定に該当する個人が不具者であるときは、当該個人の法第十三條から第十四條の二までの規定により計算した昭和二十六年分の所得税額から四千円を控除する。

(老年人についての税額控除)
第八条 法第一條第一項の規定に該当する個人が法第八條第三項に規定する老年人であるときは、当該個人の法第十三條から第十四條の二までの規定により計算した昭和二十六年分の所得税額から四千円を控除する。

2 法第一條第一項の規定に該当する個人が法第八條第三項に規定する老年人であるときは、当該個人の法第十三條から第十四條の二までの規定により計算した昭和二十六年分の所得税額から四千円を控除する。

2 法第一條第一項又は第二項第一号の規定に該当する個人の昭和二十六年分の所得税については、法第十二條第二項中「前八條及び前項」とある

のを「第十一條の三から第十一條の五まで並びに所得税法の臨時特例に関する法律第三條及び第五條第一項」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(税額の特例)
第六条 昭和二十六年分の所得税については、法第十一條の三から第十一條の五までの規定並びに第三條及び前條第一項の規定による控除後の総所得金額に應じ、別表第一に定める金額を、法第十三條の規定により計算した所得税額とみなす。

4 昭和二十六年分の所得税については、法第十五條の規定は、適用しない。

(不具者についての税額控除)
第七条 法第一條第一項の規定に該当する個人に不具者(法第八條第二項に規定する不具者をいう。以下同じ)である扶養親族があるときは、当該個人の法第十三條から第十四條の二までの規定により計算した昭和二十六年分の所得税額から、不具者一人につき四千円を控除する。

2 法第一條第一項の規定に該当する個人が不具者であるときは、当該個人の法第十三條から第十四條の二までの規定により計算した昭和二十六年分の所得税額から四千円を控除する。

(老年人についての税額控除)
第八条 法第一條第一項の規定に該当する個人が法第八條第三項に規定する老年人であるときは、当該個人の法第十三條から第十四條の二までの規定により計算した昭和二十六年分の所得税額から四千円を控除する。

2 法第一條第一項又は第二項第一号の規定に該当する個人の昭和二十六年分の所得税については、法第十二條第二項中「前八條及び前項」とある

のを「第十一條の三から第十一條の五まで並びに所得税法の臨時特例に関する法律第三條及び第五條第一項」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(税額の特例)
第六条 昭和二十六年分の所得税については、法第十一條の三から第十一條の五までの規定並びに第三條及び前條第一項の規定による控除後の総所得金額に應じ、別表第一に定める金額を、法第十三條の規定により計算した所得税額とみなす。

4 昭和二十六年分の所得税については、法第十五條の規定は、適用しない。

(不具者についての税額控除)
第七条 法第一條第一項の規定に該当する個人に不具者(法第八條第二項に規定する不具者をいう。以下同じ)である扶養親族があるときは、当該個人の法第十三條から第十四條の二までの規定により計算した昭和二十六年分の所得税額から、不具者一人につき四千円を控除する。

毒日 文 昭和二十五年三月十一日 第三種郵便物認可

第九條 法第一條第一項の規定に該当する個人が法第八條第四項に規定する所得であるときは、当該個人の法第十三條から第十四條の二までの規定により計算した昭和二十六年分の所得額から四千円を控除する。

第十條 法第一條第一項の規定に該当する個人が法第八條第五項に規定する勤労学生であるときは、当該個人の法第十三條から第十四條の二までの規定により計算した昭和二十六年分の所得額から四千円を控除する。

第十一條 昭和二十六年分の所得税に關するは、法第十五條の二及び第十六條中「第十一條の三乃至第十四條の二」とあるのを「第十一條の三から第十一條の五まで、第十三條から第十四條の二まで並びに所得税法の臨時特例に關する法律第三條及び第五條第一項」と読み替へ、これらの規定を適用する。

第十二條 昭和二十六年分の所得税に關するは、法第二十六條第一項中「三万円」とあるのを「三万八千円」と、「課税総所得金額」とあるのを「所得税法の臨時特例に關する法律第六條第一項に規定する控除後の総所得金額」と、同項第十二号中「第十一條の三乃至第十二條又は第十五條の二」とあるのを「第十一條の三から第十一條の五まで若しくは第十五條の二又は第十三條の四及び第十四條の五並びに所得税法の臨時特例に關する法律第三條、第五條第一項及び第七條から第十條まで」と読み替へ、同條の規定を適用する。

第十三條 昭和二十六年分の所得税に關するは、法第二十六條の二第一項中「三万円」とあるのを「三万八千円」と、同項第二号中「その年中における給與所得以外の所得の金額が一万円に満たない場合」と、同項第三号中「その年中における給與所得の収入金額が五十万円」とあるのを「第十一條の五及び第十三條の二」と読み替へ、同條の規定を適用する。

第十四條 昭和二十六年分の所得税に關するは、法第二十八條及び第二十九條第五項中「第十一條の三乃至第十一條の五」とあるのを「第十一條の三から第十一條の五まで若しくは第十五條の二又は第十三條の四及び第十四條の五並びに所得税法の臨時特例に關する法律第三條、第五條第一項及び第七條から第十條まで」と読み替へ、同條の規定を適用する。

第十五條 昭和二十六年分の所得税に關するは、法第三十二條第三項中「前二條及び第四十五條の規定による第三三分の税額」とあるのを「第三十三條、第三十二條、第三十三條、第三十四條、第三十五條、第三十六條、第三十七條、第三十八條、第三十九條、第四十條、第四十一條、第四十二條、第四十三條、第四十四條、第四十五條、第四十六條、第四十七條、第四十八條、第四十九條、第五十條、第五十一條、第五十二條、第五十三條、第五十四條、第五十五條、第五十六條、第五十七條、第五十八條、第五十九條、第六十條、第六十一條、第六十二條、第六十三條、第六十四條、第六十五條、第六十六條、第六十七條、第六十八條、第六十九條、第七十條、第七十一條、第七十二條、第七十三條、第七十四條、第七十五條、第七十六條、第七十七條、第七十八條、第七十九條、第八十條、第八十一條、第八十二條、第八十三條、第八十四條、第八十五條、第八十六條、第八十七條、第八十八條、第八十九條、第九十條、第九十一條、第九十二條、第九十三條、第九十四條、第九十五條、第九十六條、第九十七條、第九十八條、第九十九條、第一百條」と読み替へ、同條の規定を適用する。

第十六條 昭和二十六年分の所得税に關するは、法第三十二條第三項中「前二條及び第四十五條の規定による第三三分の税額」とあるのを「第三十三條、第三十二條、第三十三條、第三十四條、第三十五條、第三十六條、第三十七條、第三十八條、第三十九條、第四十條、第四十一條、第四十二條、第四十三條、第四十四條、第四十五條、第四十六條、第四十七條、第四十八條、第四十九條、第五十條、第五十一條、第五十二條、第五十三條、第五十四條、第五十五條、第五十六條、第五十七條、第五十八條、第五十九條、第六十條、第六十一條、第六十二條、第六十三條、第六十四條、第六十五條、第六十六條、第六十七條、第六十八條、第六十九條、第七十條、第七十一條、第七十二條、第七十三條、第七十四條、第七十五條、第七十六條、第七十七條、第七十八條、第七十九條、第八十條、第八十一條、第八十二條、第八十三條、第八十四條、第八十五條、第八十六條、第八十七條、第八十八條、第八十九條、第九十條、第九十一條、第九十二條、第九十三條、第九十四條、第九十五條、第九十六條、第九十七條、第九十八條、第九十九條、第一百條」と読み替へ、同條の規定を適用する。

第十七條 昭和二十六年分の所得税に關するは、法第三十二條第三項中「前二條及び第四十五條の規定による第三三分の税額」とあるのを「第三十三條、第三十二條、第三十三條、第三十四條、第三十五條、第三十六條、第三十七條、第三十八條、第三十九條、第四十條、第四十一條、第四十二條、第四十三條、第四十四條、第四十五條、第四十六條、第四十七條、第四十八條、第四十九條、第五十條、第五十一條、第五十二條、第五十三條、第五十四條、第五十五條、第五十六條、第五十七條、第五十八條、第五十九條、第六十條、第六十一條、第六十二條、第六十三條、第六十四條、第六十五條、第六十六條、第六十七條、第六十八條、第六十九條、第七十條、第七十一條、第七十二條、第七十三條、第七十四條、第七十五條、第七十六條、第七十七條、第七十八條、第七十九條、第八十條、第八十一條、第八十二條、第八十三條、第八十四條、第八十五條、第八十六條、第八十七條、第八十八條、第八十九條、第九十條、第九十一條、第九十二條、第九十三條、第九十四條、第九十五條、第九十六條、第九十七條、第九十八條、第九十九條、第一百條」と読み替へ、同條の規定を適用する。

第十八條 昭和二十七年一月一日から昭和二十七年三月三十一日までの支給に係る退職所得につき法第三十八條第一項の規定により源泉徴収すべき所得税額については、同項第八号の規定にかかわらず、その所得の収入金額に於て、別表第四に定める税額（当該退職所得の支拂を受ける者が第二項の規定により申告書を提出していないとき、又はその者が同項の規定により提出した申告書に他の退職所得の支拂を受けたことがある旨の記載がなされているときは、その支拂うべき退職所得の収入金額に對し百分の二十の税率を適用して算出した税額）による。

第十九條 法第一條第一項の規定に該当する個人が、法の施行地において、昭和二十七年一月一日から同年三月三十一日までの間に法人から支拂を受くべき利益の配當（無記名株式の配當については、当該期間内に支拂を受けた配當）又は剰余金の分配に因る所得を有するときは、法第一條第二項及び第三項の規定にかかわらず、所得税を納める義務がある。この場合において、当該所得については、法第九條第一項第二号及び第十三條の規定にかかわらず、他の所得とこれを区分し、その支拂を受くべき金額（無記名株式の配當については、支拂を受けた金額）に對し、百分の二十の税率を適用して算出した税額に對し、百分の二十の税率を適用して、所得税を課する。

第二十條 法第三章第一節の規定（当該規定に係る前項の規定を含む）の適用、昭和二十六年分の法第三十條、第三十一條及び第三十三條の規定による第一期分及び第二期分の所得税の納付並びに昭和二十六年十月三十日又は修正予定申告書に記載された総所得金額（その者が第二十一條の第二十項の規定により申告書を提出したものとみなされた者であるときは、同項に規定する前年分の総所得金額に相當する額）のその年の総所得金額の見積額、その者が第四十四條の規定による更正又は決定を受けた者であるときは、当該更正後の又は当該決定に係る総所得金額）につき、法第十一條の三から第十一條の五まで及び第十三條から第十四條の二までの規定に關するは、法第二十八條及び第二十九條第五項中「第十一條の三乃至第十一條の五」とあるのを「第十一條の三から第十一條の五まで若しくは第十五條の二又は第十三條の四及び第十四條の五並びに所得税法の臨時特例に關する法律第三條、第五條第一項及び第七條から第十條まで」と読み替へ、同條の規定を適用する。

(二)

Table with 12 columns: 課税総所得金額、調整所得金額又は第二次調整所得金額(イ) (以上, 未満), 税額(ロ), (ロ)の(イ)に対する割合, 課税総所得金額、調整所得金額又は第二次調整所得金額(イ) (以上, 未満), 税額(ロ), (ロ)の(イ)に対する割合, 課税総所得金額、調整所得金額又は第二次調整所得金額(イ) (以上, 未満), 税額(ロ), (ロ)の(イ)に対する割合. Includes a note at the bottom regarding tax calculation adjustments.

(備考) 課税総所得金額とは、総所得金額について、災害等の控除、医療費控除、保険料控除、扶養控除及び基礎控除をした後の金額をいい、調整所得金額又は第二次調整所得金額とは、変動所得がある場合において第六條第二項又は第三項の規定により読み替えられた法第十四條第一号又は第十四條の二第一項第一号の規定により計算した金額をいう。

別表第一 第六條の規定による所得税額表

(一)

Table with 12 columns: 課税総所得金額、調整所得金額又は第二次調整所得金額(イ) (以上, 未満), 税額(ロ), (ロ)の(イ)に対する割合, 課税総所得金額、調整所得金額又は第二次調整所得金額(イ) (以上, 未満), 税額(ロ), (ロ)の(イ)に対する割合, 課税総所得金額、調整所得金額又は第二次調整所得金額(イ) (以上, 未満), 税額(ロ), (ロ)の(イ)に対する割合. Includes a note at the bottom regarding tax calculation adjustments.

(備考) 課税総所得金額とは、総所得金額について、災害等の控除、医療費控除、保険料控除、扶養控除及び基礎控除をした後の金額をいい、調整所得金額又は第二次調整所得金額とは、変動所得がある場合において第六條第二項又は第三項の規定により読み替えられた法第十四條第一号又は第十四條の二第一項第一号の規定により計算した金額をいう。

イ月額表(二)

Table with columns for 'その月の給與の金額' (Monthly Allowance) and '扶養親族の数' (Number of Dependents). It contains a grid of tax amounts for various allowance levels and family sizes.

別表第二 給與所得の所得税源泉徴収額表(法第三十八條第一項第一号及び第五号の規定による所得税源泉徴収額表)

イ月額表(一)

Table with columns for 'その月の給與の金額' (Monthly Allowance) and '扶養親族の数' (Number of Dependents). It contains a grid of tax amounts for various allowance levels and family sizes, similar to the first table but with a different layout.

別表第二 給與所得の所得税源泉徴収額表（法第三十八條第一項第一号及び第五号の規定による所得税源泉徴収額表）

ワ 週 額 表 (一)

その週の 給與の金額	甲 法第三十八條第一項第一号の規定による税額										乙 法第三十八條第一項第五号の規定による税額	
	扶 養 親 族 の 数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人		10人
以上 未満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,160 1,200	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	197
1,200 1,250	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	204
1,250 1,300	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	212
1,300 1,350	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	221
1,350 1,400	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	229
1,400 1,450	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	238
1,450 1,500	51	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	246
1,500 1,550	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	255
1,550 1,600	68	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	263
1,600 1,650	77	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	272
1,650 1,700	85	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	280
1,700 1,750	94	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	289
1,750 1,800	102	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	297
1,800 1,850	111	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	306
1,850 1,900	119	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	315
1,900 1,950	128	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	325
1,950 2,000	136	58	0	0	0	0	0	0	0	0	0	336
2,000 2,050	145	67	0	0	0	0	0	0	0	0	0	347
2,050 2,100	153	75	0	0	0	0	0	0	0	0	0	357
2,100 2,150	162	84	6	0	0	0	0	0	0	0	0	368
2,150 2,200	170	92	14	0	0	0	0	0	0	0	0	378
2,200 2,250	179	101	23	0	0	0	0	0	0	0	0	389
2,250 2,300	187	109	31	0	0	0	0	0	0	0	0	400
2,300 2,350	196	118	40	0	0	0	0	0	0	0	0	411
2,350 2,400	204	126	48	0	0	0	0	0	0	0	0	421
2,400 2,450	213	135	57	0	0	0	0	0	0	0	0	432
2,450 2,500	221	143	65	0	0	0	0	0	0	0	0	442
2,500 2,550	230	152	74	0	0	0	0	0	0	0	0	453
2,550 2,600	238	160	82	4	0	0	0	0	0	0	0	463
2,600 2,650	247	169	91	13	0	0	0	0	0	0	0	474
2,650 2,700	255	177	99	21	0	0	0	0	0	0	0	485
2,700 2,750	264	186	108	30	0	0	0	0	0	0	0	496
2,750 2,800	272	194	116	38	0	0	0	0	0	0	0	506
2,800 2,850	281	203	125	47	0	0	0	0	0	0	0	519
2,850 2,900	289	211	133	55	0	0	0	0	0	0	0	531
2,900 2,950	298	220	142	64	6	0	0	0	0	0	0	544
2,950 3,000	306	228	150	72	14	0	0	0	0	0	0	557
3,000 3,050	316	237	159	81	23	0	0	0	0	0	0	570
3,050 3,100	326	245	167	89	31	0	0	0	0	0	0	582
3,100 3,150	337	254	176	98	40	0	0	0	0	0	0	595
3,150 3,200	348	262	184	106	48	0	0	0	0	0	0	608
3,200 3,250	358	271	193	115	57	0	0	0	0	0	0	621
3,250 3,300	369	279	201	123	65	7	0	0	0	0	0	633
3,300 3,350	380	288	210	132	74	15	0	0	0	0	0	646
3,350 3,400	390	296	218	140	82	24	0	0	0	0	0	659
3,400 3,450	401	305	227	149	91	32	0	0	0	0	0	672
3,450 3,500	411	314	235	157	99	41	0	0	0	0	0	684
3,500 3,550	422	325	244	166	108	49	0	0	0	0	0	697
3,550 3,600	433	335	252	174	116	58	0	0	0	0	0	710
3,600 3,650	443	346	261	183	125	66	8	0	0	0	0	723
3,650 3,700	454	356	269	191	133	75	16	0	0	0	0	735
3,700 3,750	465	367	278	200	142	83	25	0	0	0	0	748
3,750 3,800	475	378	286	208	150	92	33	0	0	0	0	761
3,800 3,850	486	388	295	217	159	100	42	0	0	0	0	774
3,850 3,900	496	399	303	225	167	109	50	0	0	0	0	786

イ 月 額 表 (三)

その月の 給與の金額	甲 法第三十八條第一項第一号の規定による税額										乙 法第三十八條第一項第五号の規定による税額		
	扶 養 親 族 の 数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人		10人	
以上 未満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
60,000	61,500	18,999	18,249	17,499	16,749	16,186	15,624	15,061	14,499	13,936	13,416	12,916	20,875
61,500	63,000	19,674	18,924	18,174	17,424	16,861	16,299	15,735	15,174	14,611	14,049	13,516	21,550
63,000	64,500	20,349	19,599	18,849	18,099	17,536	16,974	16,411	15,849	15,286	14,724	14,161	22,225
64,500	66,000	21,024	20,274	19,524	18,774	18,211	17,649	17,085	16,524	15,961	15,399	14,836	22,900
66,000	67,500	21,699	20,949	20,199	19,449	18,886	18,324	17,761	17,199	16,636	16,074	15,511	23,575
67,500	69,000	22,374	21,624	20,874	20,124	19,561	18,999	18,436	17,874	17,311	16,749	16,186	24,250
69,000	70,500	23,049	22,299	21,549	20,799	20,236	19,674	19,111	18,549	17,986	17,424	16,861	24,925
70,500	72,000	23,724	22,974	22,224	21,474	20,911	20,349	19,786	19,224	18,661	18,099	17,536	25,600
72,000	73,500	24,399	23,649	22,899	22,149	21,586	21,024	20,461	19,899	19,336	18,774	18,211	26,275
73,500	75,000	25,074	24,324	23,574	22,824	22,261	21,699	21,136	20,574	20,011	19,449	18,886	26,950
75,000	76,500	25,749	24,999	24,249	23,499	22,936	22,374	21,811	21,249	20,686	20,124	19,561	27,625
76,500	78,000	26,424	25,674	24,924	24,174	23,611	23,049	22,486	21,924	21,361	20,799	20,236	28,300
78,000	79,500	27,099	26,349	25,599	24,849	24,286	23,724	23,161	22,599	22,036	21,474	20,911	28,975
79,500	81,000	27,774	27,024	26,274	25,524	24,961	24,399	23,836	23,274	22,711	22,149	21,586	29,650
81,000	82,500	28,449	27,699	26,949	26,199	25,636	25,074	24,511	23,949	23,386	22,824	22,261	30,325
82,500	84,000	29,124	28,374	27,624	26,874	26,311	25,749	25,186	24,624	24,061	23,499	22,936	31,000
84,000	85,500	29,799	29,049	28,299	27,549	26,986	26,424	25,861	25,299	24,736	24,174	23,611	31,675
85,500	87,000	30,474	29,724	28,974	28,224	27,661	27,099	26,536	25,974	25,411	24,849	24,286	32,350
87,000	88,500	31,149	30,399	29,649	28,899	28,336	27,774	27,211	26,649	26,086	25,524	24,961	33,025
88,500	90,000	31,824	31,074	30,324	29,574	29,011	28,449	27,886	27,324	26,761	26,199	25,636	33,700
90,000	91,500	32,499	31,749	30,999	30,249	29,686	29,124	28,561	27,999	27,436	26,874	26,311	34,375
91,500	93,000	33,174	32,424	31,674	30,924	30,361	29,799	29,236	28,674	28,111	27,549	26,986	35,050
93,000	94,500	33,849	33,166	32,349	31,599	31,036	30,474	29,911	29,349	28,786	28,224	27,661	35,725
94,500	96,000	34,524	33,849	33,082	32,274	31,711	31,149	30,586	30,024	29,461	28,899	28,336	36,400
96,000	97,500	35,199	34,566	33,832	32,999	32,436	31,874	31,311	30,749	30,186	29,624	29,061	37,075
97,500	99,000	35,874	35,249	34,582	33,749	33,186	32,624	32,061	31,499	30,936	30,374	29,811	37,750
99,000	100,500	36,549	35,932	35,332	34,499	33,936	33,374	32,811	32,249	31,686	31,124	30,561	38,425
100,500	102,000	37,224	36,616	36,082	35,249	34,682	34,119	33,556	32,994	32,431	31,869	31,306	39,100
102,000	103,500	37,899	37,300	36,766	35,932	35,374	34,811	34,249	33,686	33,124	32,561	32,000	39,775
103,500	105,000	38,574	37,984	37,452	36,616	36,054	35,491	34,929	34,366	33,804	33,241	32,679	40,450
105,000		39,249	38,668	38,132	37,374	36,812	36,249	35,686	35,12				

ア 週額表 (三)

Table with columns for 'その週の給與の金額' (Weekly Allowance Amount) and '扶養親族の人数' (Number of Dependents). It includes a detailed grid of tax amounts for various allowance levels and dependent counts, plus explanatory text at the bottom regarding calculation methods and exemptions.

イ 週額表 (二)

Table with columns for 'その週の給與の金額' (Weekly Allowance Amount) and '扶養親族の人数' (Number of Dependents). It provides a detailed grid of tax amounts for various allowance levels and dependent counts, similar to Table A but with a different layout.

(備考 税額の求め方) (1) まずその者(扶養親族の数が10人を超える者を除く。)の給與の金額に応じて給與の金額欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められることに当該金額から78円を控除した金額)が、その求める税額である。(2) 扶養親族の数が10人を超える者については、その者を扶養親族の数が10人である者として(1)により求めた税額から扶養親族が10人を超える1人ごとに78円を控除した金額が、その求める税額である。(注) この表において法第三十八條第一項第一号及び第五号は、この法律第十六條第一項の規定により読み替えられた法第三十八條第一項第一号及び第五号とする。

ハ日額表(二)

その日の 給与の金額	甲 法第三十八條第一項第一号の規定による税額										乙 法第 三十八 條第一 項第一 号の規 定による 税額	丙 法第 三十八 條第一 項第一 号の規 定による 税額		
	扶養親族の数													
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人			10人	
以上	未	満	税	額	税	額	税	額	税	額	税	額	税	額
870	890	170	150	132	115	103	90	77	66	56	45	37	219	68
890	910	177	157	138	121	109	96	83	71	61	50	41	226	73
910	930	184	164	145	127	115	102	89	77	66	55	45	233	78
930	950	191	171	152	133	121	108	95	83	71	60	50	240	83
950	970	198	178	159	139	127	114	101	89	76	65	55	248	88
970	990	205	185	166	146	133	120	107	95	82	70	60	256	93
990	1,010	212	192	173	153	138	126	113	101	88	76	65	264	98
1,010	1,030	219	199	180	160	145	132	119	107	94	82	70	272	104
1,030	1,050	226	206	187	167	152	138	125	113	100	88	75	280	110
1,050	1,070	233	213	194	174	159	145	131	119	106	94	81	288	116
1,070	1,090	240	220	201	181	166	152	137	125	112	100	87	296	122
1,090	1,110	248	227	208	188	173	159	144	131	118	106	93	304	128
1,110	1,130	256	234	215	195	180	166	151	137	124	112	99	312	134
1,130	1,150	264	242	222	202	187	173	158	143	130	118	105	320	140
1,150	1,180	272	250	229	209	194	180	165	150	136	124	111	328	146
1,180	1,210	284	262	240	220	205	190	176	161	146	133	120	340	155
1,210	1,240	296	274	252	230	215	201	186	171	157	142	129	352	164
1,240	1,270	308	286	264	241	226	211	197	182	167	152	138	364	173
1,270	1,300	320	298	276	253	236	222	207	192	178	163	148	376	182
1,300	1,330	332	310	288	265	248	232	218	203	188	173	159	388	191
1,330	1,360	344	322	300	277	260	244	228	213	199	184	169	400	202
1,360	1,390	356	334	312	289	272	256	239	224	209	194	180	412	212
1,390	1,420	368	346	324	301	284	268	251	234	220	205	190	424	223
1,420	1,450	380	358	336	313	296	280	263	246	230	215	201	436	233
1,450	1,480	392	370	348	325	308	292	275	258	241	226	211	448	244
1,480	1,510	404	382	360	337	320	304	287	270	253	236	222	460	254
1,510	1,540	416	394	372	349	332	316	299	282	265	248	232	473	265
1,540	1,570	428	406	384	361	344	328	311	294	277	260	244	487	275
1,570	1,600	440	418	396	373	356	340	323	306	289	272	256	500	286
1,600	1,630	452	430	408	385	368	352	335	318	301	284	268	514	296
1,630	1,660	465	442	420	397	380	364	347	330	313	296	280	527	307
1,660	1,690	478	454	432	409	392	376	359	342	325	308	292	541	317
1,690	1,720	492	466	444	421	404	388	371	354	337	320	304	554	329
1,720	1,750	505	480	456	433	416	400	383	366	349	332	316	568	341
1,750	1,800	519	493	468	445	428	412	395	378	361	344	328	581	353
1,800	1,850	541	516	491	466	448	432	415	398	381	364	348	604	373
1,850	1,900	564	538	513	488	469	452	435	418	401	384	368	626	393
1,900	1,950	586	561	536	511	492	473	455	438	421	404	388	649	413
1,950	2,000	609	583	558	533	514	495	476	457	441	424	408	671	433
2,000	2,050	631	606	581	556	537	518	499	480	461	444	428	694	453
2,050	2,100	654	628	603	578	559	540	521	502	484	465	448	716	473
2,100	2,150	676	651	626	601	582	562	544	525	506	487	468	739	493
2,150	2,200	699	673	648	623	604	585	566	547	529	510	491	761	513
2,200	2,250	721	696	671	646	627	608	589	570	551	532	513	784	532
2,250	2,300	744	718	693	668	649	630	611	592	574	555	536	806	553
2,300	2,350	766	741	716	691	672	653	634	615	596	577	558	829	573
2,350	2,400	789	763	738	713	694	675	656	637	619	600	581	851	593
2,400	2,450	811	786	761	736	717	698	679	660	641	622	603	874	613
2,450	2,500	834	808	783	758	739	720	701	682	664	645	626	896	634
2,500	2,550	856	831	806	781	762	743	724	705	686	667	648	919	656
2,550	2,600	879	853	828	803	784	765	746	727	709	690	671	941	679
2,600	2,650	901	876	851	826	807	788	769	750	731	712	693	964	701
2,650	2,700	924	898	873	848	829	810	791	772	754	735	716	986	724
2,700	2,750	946	921	896	871	852	833	814	795	776	757	738	1,009	746
2,750	2,800	969	943	918	893	874	855	836	817	799	780	761	1,031	769
2,800	2,850	991	966	941	916	897	878	859	840	821	802	783	1,054	791
2,850	2,900	1,014	988	963	938	919	900	881	862	844	825	806	1,076	814
2,900	2,950	1,036	1,011	986	961	942	923	904	885	866	847	828	1,101	836
2,950	3,000	1,059	1,033	1,008	983	964	945	925	907	889	870	851	1,126	859
3,000	3,050	1,081	1,056	1,031	1,006	987	968	949	930	911	892	873	1,151	881

別表第二 給与所得の所得税源泉徴収額表(法第三十八條第一項第一号、第五号及び第六号の規定による所得税源泉徴収額表)

ハ日額表(一)

その日の 給与の金額	甲 法第三十八條第一項第一号の規定による税額										乙 法第 三十八 條第一 項第一 号の規 定による 税額	丙 法第 三十八 條第一 項第一 号の規 定による 税額		
	扶養親族の数													
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人			10人	
以上	未	満	税	額	税	額	税	額	税	額	税	額	税	額
170	180	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
180	190	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
190	200	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
200	210	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
210	220	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
220	230	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
230	240	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
240	250	13	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
250	260	14	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
260	270	16	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
270	280	18	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
280	290	19	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
290	300	21	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
300	310	23	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
310	320	24	13	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
320	330	26	15	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
330	340	28	17	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
340	350	30	18	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
350	360	31	20	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
360	370	33	22	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
370	380	35	23	12	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
380	390	36	25	14	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
390	400	38	27	16	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
400	410	40	29	17	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
410	420	41	30	19	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0
420	430	43	32	21	10	1	0	0	0	0	0	0	0	0
430	440	45	34	22	11	3	0	0	0	0	0	0	0	0
440	450	47	35	24	13	5	0	0	0	0	0	0	0	0
450	460	49	37	26	15	6	0	0	0	0	0	0	0	0
460	470	52	39	28	16	8	0	0	0	0	0	0	0	0
470	480	54	40	29	18	10	1	0	0	0	0	0		

(三)

その年の保険料控除後の給與の金額		扶養親族の数										
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額										
188,240	190,590	28,100	23,300	18,900	14,830	11,380	8,200	5,200	2,200	0	0	0
190,590	192,950	28,700	23,860	19,400	15,290	11,840	8,600	5,600	2,600	0	0	0
192,950	195,300	29,300	24,420	19,900	15,750	12,300	9,000	6,000	3,000	0	0	0
195,300	197,650	29,900	24,980	20,400	16,210	12,760	9,400	6,400	3,400	400	0	0
197,650	200,000	30,500	25,540	20,900	16,670	13,220	9,800	6,800	3,800	800	0	0
200,000	202,000	31,100	26,100	21,400	17,150	13,680	10,230	7,200	4,200	1,200	0	0
202,000	204,000	31,700	26,660	21,900	17,650	14,140	10,690	7,600	4,600	1,600	0	0
204,000	206,000	32,300	27,220	22,400	18,150	14,600	11,150	8,000	5,000	2,000	0	0
206,000	208,000	32,900	27,800	22,900	18,650	15,060	11,610	8,400	5,400	2,400	0	0
208,000	210,000	33,500	28,400	23,580	19,150	15,520	12,070	8,800	5,800	2,800	0	0
210,000	212,000	34,100	29,000	24,140	19,650	15,980	12,530	9,200	6,200	3,200	200	0
212,000	214,000	34,700	29,600	24,700	20,150	16,440	12,990	9,600	6,600	3,600	600	0
214,000	216,000	35,300	30,200	25,260	20,650	16,900	13,450	10,000	7,000	4,000	1,000	0
216,000	218,000	35,900	30,800	25,820	21,150	17,400	13,910	10,460	7,400	4,400	1,400	0
218,000	220,000	36,500	31,400	26,380	21,650	17,900	14,370	10,920	7,800	4,800	1,800	0
220,000	222,000	37,100	32,000	26,940	22,180	18,400	14,830	11,380	8,200	5,200	2,200	0
222,000	224,000	37,700	32,600	27,500	22,740	18,900	15,290	11,840	8,600	5,600	2,600	0
224,000	226,000	38,300	33,200	28,100	23,300	19,400	15,750	12,300	9,000	6,000	3,000	0
226,000	228,000	38,900	33,800	28,700	23,860	19,900	16,210	12,760	9,400	6,400	3,400	400
228,000	230,000	39,500	34,400	29,300	24,420	20,400	16,670	13,220	9,800	6,800	3,800	800
230,000	232,000	40,100	35,000	29,900	24,980	20,900	17,150	13,680	10,230	7,200	4,200	1,200
232,000	234,000	40,700	35,600	30,500	25,540	21,400	17,650	14,140	10,690	7,600	4,600	1,600
234,000	236,000	41,300	36,200	31,100	26,100	21,900	18,150	14,600	11,150	8,000	5,000	2,000
236,000	238,000	41,900	36,800	31,700	26,660	22,460	18,650	15,060	11,610	8,400	5,400	2,400
238,000	240,000	42,500	37,400	32,300	27,220	23,020	19,150	15,520	12,070	8,800	5,800	2,800
240,000	242,000	43,100	38,000	32,900	27,800	23,580	19,650	15,980	12,530	9,200	6,200	3,200
242,000	244,000	43,700	38,600	33,500	28,400	24,140	20,150	16,440	12,990	9,600	6,600	3,600
244,000	246,000	44,300	39,200	34,100	29,000	24,700	20,650	16,900	13,450	10,000	7,000	4,000
246,000	248,000	44,900	39,800	34,700	29,600	25,260	21,150	17,400	13,910	10,460	7,400	4,400
248,000	250,000	45,500	40,400	35,300	30,200	25,820	21,650	17,900	14,370	10,920	7,800	4,800
250,000	252,000	46,100	41,000	35,900	30,800	26,380	22,180	18,400	14,830	11,380	8,200	5,200
252,000	254,000	46,700	41,600	36,500	31,400	26,940	22,740	18,900	15,290	11,840	8,600	5,600
254,000	256,000	47,300	42,200	37,100	32,000	27,500	23,300	19,400	15,750	12,300	9,000	6,000
256,000	258,000	47,900	42,800	37,700	32,600	28,100	23,860	19,900	16,210	12,760	9,400	6,400
258,000	260,000	48,500	43,400	38,300	33,200	28,700	24,420	20,400	16,670	13,220	9,800	6,800
260,000	262,000	49,100	44,000	38,900	33,800	29,300	24,980	20,900	17,150	13,680	10,230	7,200
262,000	264,000	49,700	44,600	39,500	34,400	29,900	25,540	21,400	17,650	14,140	10,690	7,600
264,000	266,000	50,300	45,200	40,100	35,000	30,500	26,100	21,900	18,150	14,600	11,150	8,000
266,000	268,000	50,900	45,800	40,700	35,600	31,100	26,660	22,460	18,650	15,060	11,610	8,400
268,000	270,000	51,500	46,400	41,300	36,200	31,700	27,220	23,020	19,150	15,520	12,070	8,800
270,000	272,000	52,100	47,000	41,900	36,800	32,300	27,800	23,580	19,650	15,980	12,530	9,200
272,000	274,000	52,700	47,600	42,500	37,400	32,900	28,400	24,140	20,150	16,440	12,990	9,600
274,000	276,000	53,300	48,200	43,100	38,000	33,500	29,000	24,700	20,650	16,900	13,450	10,000
276,000	278,000	53,900	48,800	43,700	38,600	34,100	29,600	25,260	21,150	17,400	13,910	10,460
278,000	280,000	54,500	49,400	44,300	39,200	34,700	30,200	25,820	21,650	17,900	14,370	10,920
280,000	282,000	55,100	49,900	44,900	39,800	35,300	30,800	26,380	22,180	18,400	14,830	11,380
282,000	284,000	55,700	50,500	45,500	40,400	35,900	31,400	26,940	22,740	18,900	15,290	11,840
284,000	286,000	56,300	51,100	46,100	41,000	36,500	32,000	27,500	23,300	19,400	15,750	12,300
286,000	288,000	56,900	51,700	46,700	41,600	37,100	32,600	28,100	23,860	19,900	16,210	12,760
288,000	290,000	57,500	52,300	47,300	42,200	37,700	33,200	28,700	24,420	20,400	16,670	13,220
290,000	292,000	58,100	52,900	47,900	42,800	38,300	33,800	29,300	24,980	20,900	17,150	13,680
292,000	294,000	58,700	53,500	48,500	43,400	38,900	34,400	29,900	25,540	21,400	17,650	14,140
294,000	296,000	59,300	54,100	49,100	44,000	39,500	35,000	30,500	26,100	21,900	18,150	14,600
296,000	298,000	59,900	54,700	49,700	44,600	40,100	35,600	31,100	26,660	22,460	18,650	15,060
298,000	300,000	60,500	55,300	50,300	45,200	40,700	36,200	31,700	27,220	23,020	19,150	15,520
300,000	302,000	61,100	55,900	50,900	45,800	41,300	36,800	32,300	27,800	23,580	19,650	16,000
302,000	304,000	61,700	56,500	51,500	46,400	41,900	37,400	32,900	28,400	24,140	20,150	16,500
304,000	306,000	62,300	57,100	52,100	47,000	42,500	38,000	33,500	29,000	24,700	20,650	17,000
306,000	308,000	62,900	57,700	52,700	47,600	43,100	38,600	34,100	29,600	25,260	21,150	17,500
308,000	310,000	63,500	58,300	53,300	48,200	43,700	39,200	34,700	30,200	25,820	21,650	18,000
310,000	312,000	64,100	58,900	53,900	48,800	44,300	39,800	35,300	30,800	26,380	22,180	18,500
312,000	314,000	64,700	59,500	54,500	49,400	44,900	40,400	35,900	31,400	26,940	22,740	19,000
314,000	316,000	65,300	60,100	55,100	50,000	45,500	41,000	36,500	32,000	27,500	23,300	19,500
316,000	318,000	65,900	60,700	55,700	50,600	45,800	41,300	36,800	32,300	27,800	23,600	19,800
318,000	320,000	66,500	61,300	56,300	51,200	46,400	41,900	37,400	32,900	28,400	24,140	20,300
320,000	322,000	67,100	61,900	56,900	51,800	47,000	42,500	38,000	33,500	29,000	24,700	20,800
322,000	324,000	67,700	62,500	57,500	52,400	47,600	43,100	38,600	34,100	29,600	25,260	21,300
324,000	326,000	68,300	63,100	58,100	53,000	48,200	43,700	39,200	34,700	30,200	25,820	21,800
326,000	328,000	68,900	63,700	58,700	53,600	48,800	44,300	39,800	35,300	30,800	26,380	22,300
328,000	330,000	69,500	64,300	59,300	54,200	49,400	45,000	40,400	36,000	31,400	26,940	22,800
330,000	332,000	70,100	64,900	59,900	54,800	49,800	45,600	40,800	36,600	32,000	27,500	23,300

(二)

その年の保険料控除後の給與の金額		扶養親族の数										
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額										
104,710	105,890	10,230	6,800	3,400	0	0	0	0	0	0	0	0
105,890	107,060	10,460	7,000	3,600	200	0	0	0	0	0	0	0
107,060	108,240	10,690	7,200	3,800	400	0	0	0	0	0	0	0
108,240	109,420	10,920	7,400	4,000	600	0	0	0	0	0	0	0
109,420	110,590	11,150	7,600	4,200	800	0	0	0	0	0	0	0
110,590	111,770	11,380	7,800	4,400	1,000	0	0	0	0	0	0	0
111,770	112,950	11,610	8,000	4,600	1,200	0	0	0	0	0	0	0
112,950	114,120	11,840	8,200	4,800	1,400	0	0	0	0	0	0	0
114,120	115,300	12,070	8,400	5,000	1,600	0	0	0	0	0	0	0
115,300	116,480	12,300	8,600	5,200	1,800	0	0	0	0	0	0	0
116,480	117,650	12,530	8,800	5,400	2,000	0	0	0	0	0	0	0
11												

571 昭和26年11月30日 金曜日 官 報

第7469号

(五)

その年の保険料 控除後の給與の 金額		扶 養 親 族 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以上	未満	税 額										
496,000	499,000	146,040	138,730	131,420	124,110	117,660	111,210	104,760	98,310	91,860	86,060	80,360
499,000	502,000	147,330	140,020	132,710	125,400	118,950	112,500	106,050	99,600	93,150	87,200	81,500
502,000	505,000	148,620	141,310	134,000	126,690	120,240	113,790	107,340	100,890	94,440	88,340	82,640
505,000	508,000	149,910	142,600	135,290	127,980	121,530	115,080	108,630	102,180	95,730	89,480	83,780
508,000	511,000	151,200	143,890	136,580	129,270	122,820	116,370	109,920	103,470	97,020	90,620	84,920
511,000	514,000	152,490	145,180	137,870	130,560	124,110	117,660	111,210	104,760	98,310	91,860	86,060
514,000	517,000	153,780	146,470	139,160	131,850	125,400	118,950	112,500	106,050	99,600	93,150	87,200
517,000	520,000	155,070	147,760	140,450	133,140	126,690	120,240	113,790	107,340	100,890	94,440	88,340
520,000	523,000	156,360	149,050	141,740	134,430	127,980	121,530	115,080	108,630	102,180	95,730	89,480
523,000	526,000	157,650	150,340	143,130	135,720	129,270	122,820	116,370	109,920	103,470	97,020	90,620
526,000	529,000	158,940	151,630	144,320	137,010	130,560	124,110	117,660	111,210	104,760	98,310	91,860
529,000	532,000	160,230	152,920	145,610	138,300	131,850	125,400	118,950	112,500	106,050	99,600	93,150
532,000	535,000	161,520	154,210	146,900	139,590	133,140	126,690	120,240	113,790	107,340	100,890	94,440
535,000	538,000	162,810	155,500	148,190	140,880	134,430	127,980	121,530	115,080	108,630	102,180	95,730
538,000	541,000	164,100	156,790	149,480	142,170	135,720	129,270	122,820	116,370	109,920	103,470	97,020
541,000	544,000	165,390	158,080	150,770	143,460	137,010	130,560	124,110	117,660	111,210	104,760	98,310
544,000	547,000	166,680	159,370	152,060	144,750	138,300	131,850	125,400	118,950	112,500	106,050	99,600
547,000	550,000	167,970	160,660	153,350	146,040	139,590	133,140	126,690	120,240	113,790	107,340	100,890
550,000	553,000	169,260	161,950	154,640	147,330	140,880	134,430	127,980	121,530	115,080	108,630	102,180
553,000	556,000	170,550	163,240	155,930	148,620	142,170	135,720	129,270	122,820	116,370	109,920	103,470
556,000	559,000	171,840	164,530	157,220	149,910	143,460	137,010	130,560	124,110	117,660	111,210	104,760
559,000	562,000	173,130	165,820	158,510	151,200	144,750	138,300	131,850	125,400	118,950	112,500	106,050
562,000	565,000	174,420	167,110	159,800	152,490	146,040	139,590	133,140	126,690	120,240	113,790	107,340
565,000	568,000	175,710	168,400	161,090	153,780	147,330	140,880	134,430	127,980	121,530	115,080	108,630
568,000	571,000	177,000	169,690	162,380	155,070	148,620	142,170	135,720	129,270	122,820	116,370	109,920
571,000	574,000	178,290	170,980	163,670	156,360	149,910	143,460	137,010	130,560	124,110	117,660	111,210
574,000	577,000	179,580	172,270	164,960	157,650	151,200	144,750	138,300	131,850	125,400	118,950	112,500
577,000	580,000	180,870	173,560	166,250	158,940	152,490	146,040	139,590	133,140	126,690	120,240	113,790
580,000	583,000	182,160	174,850	167,540	160,230	153,780	147,330	140,880	134,430	127,980	121,530	115,080
583,000	586,000	183,450	176,140	168,830	161,520	155,070	148,620	142,170	135,720	129,270	122,820	116,370
586,000	589,000	184,740	177,430	170,120	162,810	156,360	149,910	143,460	137,010	130,560	124,110	117,660
589,000	592,000	186,030	178,720	171,410	164,100	157,650	151,200	144,750	138,300	131,850	125,400	118,950
592,000	595,000	187,320	180,010	172,700	165,390	158,940	152,490	146,040	139,590	133,140	126,690	120,240
595,000	598,000	188,610	181,300	173,990	166,680	160,230	153,780	147,330	140,880	134,430	127,980	121,530
598,000	601,000	189,900	182,590	175,280	167,970	161,520	155,070	148,620	142,170	135,720	129,270	122,820
601,000	604,000	191,190	183,880	176,570	169,260	162,810	156,360	149,910	143,460	137,010	130,560	124,110
604,000	607,000	192,480	185,170	177,860	170,550	164,100	157,650	151,200	144,750	138,300	131,850	125,400
607,000	610,000	193,770	186,460	179,150	171,840	165,390	158,940	152,490	146,040	139,590	133,140	126,690
610,000	613,000	195,060	187,750	180,440	173,130	166,680	160,230	153,780	147,330	140,880	134,430	127,980
613,000	616,000	196,350	189,040	181,730	174,420	167,970	161,520	155,070	148,620	142,170	135,720	129,270
616,000	619,000	197,640	190,330	183,020	175,710	169,260	162,810	156,360	149,910	143,460	137,010	130,560
619,000	622,000	198,930	191,620	184,310	177,000	170,550	164,100	157,650	151,200	144,750	138,300	131,850
622,000	625,000	200,220	192,910	185,600	178,290	171,840	165,390	158,940	152,490	146,040	139,590	133,140
625,000	628,000	201,510	194,200	186,890	179,580	173,130	166,680	160,230	153,780	147,330	140,880	134,430
628,000	631,000	202,800	195,490	188,180	180,870	174,420	167,970	161,520	155,070	148,620	142,170	135,720
631,000	634,000	204,090	196,780	189,470	182,160	175,710	169,260	162,810	156,360	149,910	143,460	137,010
634,000	637,000	205,380	198,070	190,760	183,460	177,000	170,550	164,100	157,650	151,200	144,750	138,300
637,000	640,000	206,670	199,360	192,050	184,750	171,840	165,390	158,940	152,490	146,040	139,590	133,140
640,000	643,000	207,960	200,650	193,340	186,040	173,130	166,680	160,230	153,780	147,330	140,880	134,430
643,000	646,000	209,250	201,940	194,630	187,330	174,420	167,970	161,520	155,070	148,620	142,170	135,720
646,000	649,000	210,540	203,230	195,920	188,620	175,710	169,260	162,810	156,360	149,910	143,460	137,010
649,000	652,000	211,830	204,520	197,210	190,000	177,000	170,550	164,100	157,650	151,200	144,750	138,300
652,000	655,000	213,120	205,810	198,500	191,290	178,290	171,840	165,390	158,940	152,490	146,040	139,590
655,000	658,000	214,410	207,100	199,790	192,580	179,580	173,130	166,680	160,230	153,780	147,330	140,880
658,000	661,000	215,700	208,390	201,080	193,870	180,870	174,420	167,970	161,520	155,070	148,620	142,170
661,000	664,000	217,000	209,680	202,370	195,160	182,160	175,710	169,260	162,810	156,360	149,910	143,460
664,000	667,000	218,300	210,970	203,660	196,450	183,460	177,000	170,550	164,100	157,650	151,200	144,750
667,000	670,000	219,600	212,260	204,950	197,740	184,750	171,840	165,390	158,940	152,490	146,040	139,590
670,000	673,000	220,900	213,550	206,240	199,030	186,040	173,130	166,680	160,230	153,780	147,330	140,880
673,000	676,000	222,200	214,840	207,530	200,320	187,330	174,420	167,970	161,520	155,070	148,620	142,170

昭和26年11月30日 金曜日

官 報

第7469号 570

(四)

その年の保険料 控除後の給與の 金額		扶 養 親 族 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以上	未満	税 額										
316,000	319,000	71,240	64,780	58,320	52,010	47,060	42,110	37,160	32,600	28,100	23,660	19,900
319,000	322,000	72,380	65,920	59,460	53,000	48,050	43,100	38,150	33,500	29,000	24,700	20,650
322,000	325,000	73,520	67,060	60,600	54,140	49,040	44,090	39,140	34,400	29,900	25,540	21,400
325,000	328,000	74,660	68,200	61,740	55,280	50,030	45,080	40,130	35,300	30,800	26,380	22,180
328,000	331,000	75,800	69,340	62,880	56,420	51,020	46,070	41,120	36,200	31,700	27,220	23,020
331,000	334,000	76,940	70,480	64,020	57,560	52,010	47,060	42,110	37,160	32,600	28,100	23,860
334,000	337,000	78,080	71,620	65,160	58,700	53,000	48,050	43,100	38,150	33,500	29,000	24,700
337,000	340,000	79,220	72,760	66,300	59,840	54,140	49,040	44,090	39,140	34,400	29,900	25,540
340,000	343,000	80,360	73,900	67,440	60,980	55,280	50,030	45,080	40,130	35,300	30,800	26,380
343,000	346,000	81,500	75,040	68,580	62,120	56,420	51,020	46,070	41,120	36,200	31,700	27,220
346,000	349,000	82,640	76,180	69,720	63,260	57,560	52,010	47,060	42,110	37,160	32,600	28,100
349,000	352,000	83,780	77,320	70,860	64,400	58,700	53,000	48,050	43,100	38,150	33,500	29,000
352,000	355,000	84,920	78,460	72,000	65,540	59,840	54,140	49,040	44,090			

(七)

その年の保険料 控除後の給與の 金額	扶 養 親 族 の 数											
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上 未満	税 額											
814,000 817,750									241,800	234,600	227,400	220,200
817,750 821,500									243,600	236,400	229,200	222,000
821,500 825,250									245,400	238,200	231,000	223,800
825,250 829,000									247,200	240,000	232,800	225,600
829,000円									249,000			
829,000 832,750									241,800	234,600	227,400	220,200
832,750 836,500									243,600	236,400	229,200	222,000
836,500 840,250									245,400	238,200	231,000	223,800
840,250 844,000									247,200	240,000	232,800	225,600
844,000円									249,000			
844,000 847,750									241,800	234,600	227,400	220,200
847,750 851,500									243,600	236,400	229,200	222,000
851,500 855,250									245,400	238,200	231,000	223,800
855,250 859,000									247,200	240,000	232,800	225,600
859,000円									249,000			
859,000 862,750											241,800	234,600
862,750 866,500											243,600	236,400
866,500 870,250											245,400	238,200
870,250 874,000											247,200	240,000
874,000円											249,000	

その年の保険料控除後の給與の金額から扶養親族の数に応じて認められる扶養控除の金額を控除した金額が718,000円以下で、且つ、扶養親族の数が10人を超える場合には、その年の保険料控除後の給與の金額からその15%に相当する金額(その金額が30,000円をこえる場合には、30,000円)を控除し、その控除後の金額について、扶養控除及び基礎控除をした後の金額を課税総所得金額とみなし、その金額に応じ、別表第一 第六條の規定による所得税額表に定める金額

その年の保険料控除後の給與の金額から扶養親族の数に応じて認められる扶養控除の金額を控除した金額が718,000円をこえる場合には、その控除後の給與の金額について、次の区分に応じて計算した金額

その年の保険料及び扶養控除後の給與の金額	税 額
718,000円超 1,068,000円未満	給與の金額に48%を乗じて算出した金額から95,640円を控除した金額
1,068,000円以上 2,068,000円未満	給與の金額に53%を乗じて算出した金額から149,040円を控除した金額
2,068,000円以上	給與の金額に55%を乗じて算出した金額から190,400円を控除した金額

不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに、その年の保険料控除後の給與の金額及び扶養親族の数に応じて求めた税額から4,000円を控除した金額

(備考 税額の求め方)

- その年の給與の金額から保険料控除及び扶養控除をした後の金額が718,000円以下で、且つ、その扶養親族の数が10人以下である者については、その年の給與所得の収入金額から、その者がその年中に支拂つた保険料の申告があれば、その申告に応じて支拂つた保険料の金額(その金額が2,000円をこえる場合には、2,000円)を控除し、その控除後の金額に給與の金額欄に記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から4,000円を控除した金額)が、その求める税額である。
- その年の給與の金額から保険料控除及び扶養控除をした後の金額が718,000円以下で、且つ、扶養親族の数が10人を超える者については、その者のその年の給與所得の収入金額から、その者がその年中に支拂つた保険料の申告があれば、その申告に応じて支拂つた保険料の金額(その金額が2,000円をこえる場合には、2,000円)を控除し、その控除後の給與の金額からその15%に相当する金額(その金額が30,000円をこえる場合には、30,000円)を控除し、その控除後の金額について、扶養控除及び基礎控除をした後の金額を課税総所得金額とみなし、その金額に応じ、別表第一 第六條の規定による所得税額表に定められている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から4,000円を控除した金額)が、その求める税額である。
- その年の給與の金額から保険料控除及び扶養控除をした後の金額が718,000円をこえる者については、その、控除後の給與の金額に応じて、税額欄に掲げる金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から4,000円を控除した金額)が、その求める税額である。

(六)

その年の保険料 控除後の給與の 金額	扶 養 親 族 の 数											
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上 未満	税 額											
676,000 679,000									228,840	220,680	212,520	204,360
679,000 682,000									230,280	222,120	213,960	205,800
682,000 685,000									231,720	223,560	215,400	207,240
685,000 688,000									233,160	225,000	216,840	208,680
688,000 691,000									234,600	226,440	218,280	210,120
691,000 694,000									236,040	227,880	219,720	211,560
694,000 697,000									237,480	229,320	221,160	213,000
697,000 700,000									238,920	230,760	222,600	214,440
700,000 703,000									240,360	232,200	224,040	215,880
703,000 706,000									241,800	233,640	225,480	217,320
706,000 709,000									243,240	235,080	226,920	218,760
709,000 712,000									244,680	236,520	228,360	220,200
712,000 715,000									246,120	237,960	229,800	221,640
715,000 718,000									247,560	239,400	231,240	223,080
718,000円									249,000			
718,000 721,000									240,840	232,680	224,520	217,320
721,000 724,000									242,280	234,120	225,960	218,760
724,000 728,000									244,100	235,940	227,780	220,580
728,000 731,600									245,730	237,570	229,410	222,210
731,600 735,000									247,360	239,200	231,040	223,840
735,000円									249,000			
735,000 738,400									240,840	232,680	225,480	218,280
738,400 741,800									242,280	234,120	226,920	219,720
741,800 745,200									244,100	235,940	228,740	221,540
745,200 748,600									245,730	237,570	230,370	223,170
748,600 752,000									247,360	239,200	232,000	224,800
752,000円									249,000			
752,000 755,400									240,840	233,640	226,440	219,240
755,400 758,800									242,280	235,080	227,880	220,680
758,800 762,200									244,100	236,900	229,700	222,500
762,200 765,600									245,730	238,530	231,330	224,130
765,600 769,000									247,360	240,160	232,960	225,760
769,000円									249,000			
769,000 772,750									241,800	234,600	227,400	220,200
772,750 776,500									243,600	236,400	229,200	221,600
776,500 780,250									245,400	238,200	231,000	223,000
780,250 784,000									247,200	240,000	232,800	224,400
784,000円									249,000			
784,000 787,750									241,800	234,600	227,400	220,200
787,750 791,500									243,600	236,400	229,200	221,600
791,500 795,250									245,400	238,200	231,000	223,000
795,250 799,000									247,200	240,000	232,800	224,400
799,000円									249,000			
799,000 802,750									241,800	234,600	227,400	220,200
802,750 806,500									243,600	236,400	229,200	221,600
806,500 810,250									245,400	238,200	231,000	223,000
810,250 814,000									247,200	240,000	232,800	224,400
814,000円									249,000			

退職所得 (二)

Table with columns for '給與の金額' (Amount of remuneration) and '税額' (Tax amount). It shows tax rates for various remuneration brackets, such as 820,000 to 910,000 and 1,000,000 to 1,150,000.

(備考 税額の求め方) 給與の金額に應ずる給與の金額欄に対応する税額欄に記載されている金額が、その給與の金額について徴収すべき税額である。

別表第四 退職所得の所得税源泉徴収額表 (第十八條第一項の規定による所得税源泉徴収額表)

退職所得 (一)

Large table with columns for '給與の金額' (Amount of remuneration) and '税額' (Tax amount). It provides a detailed breakdown of tax amounts for various remuneration levels, ranging from 151,000 to 208,000.

大蔵大臣 池田 勇人
内閣総理大臣 吉田 茂
御名 御璽
昭和二十六年十一月三十日
内閣総理大臣 吉田 茂

法律第二十七号

法人税法の一部を改正する法律
(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
第九條の九中「第二十六條の三」を「第二十六條の四」に改める。

月を経過した日の前日までに前事業年度の法人税として納付した税額又は納付すべきことが確定した税額は、その合併に因り消滅した法人の合併と同時に終了した事業年度直前の事業年度の法人税として同日までに当該合併法人又は被合併法人が納付した税額(以下被合併法人の確定した税額という)を含むものとし、同項本文の申告書に記載すべき法人税額は、同項本文の規定により申告書に記載すべき法人税額と前合併法人の確定した税額とを合算した額とする。

第二十六條の三 第二十六條の規定により法人税(清算中に終了した各事業年度の法人税を除く)を納付しなればならない法人が、当該法人税額の二分の一に相当する金額以下の法人税額について、当該法人税額に係る第十八條第一項、第十九條第一項、第二十條第一項又は第二十一條第一項に規定する申告書の提出期限内に徴収猶予の申請書を提出し、提出したときは、政府は、当該税額については、当該提出期限から三箇月を限度としてその申請に係る期間、これらの規定にかかわらず、その徴収を猶予する。

前項の申請書には、申請法人の名称、納税地、代表者の氏名(外国法人にあつては、この法律の施行地における資産又は事業の管理又は経営の責任者)、徴収の猶予を受けようとする法人税額及び徴収の猶予を受けようとする期間を記載しなければならない。
政府は、国税徴収法第七條之三の規定による場合の外、法第一項の規定により徴収を猶予された税額に係る法人税額のうち徴収を猶予された税額以外の税額を納期限内に完納しなかつたときは、その徴収を猶

予された税額について徴収の猶予を取り消し、これを直ちに徴収することができる。

第二十八條に次の但書を加える。

但し、第二十六條の第三項の規定により徴収を猶予した期間内に完納しなかつた場合でなければ、これを督促することができない。

第二十九條第三項中「第二十六條の三」を「第二十六條の四」に改める。

第三十條中「第十九條第五項」を「第十九條第六項」に改める。

第三十一條の第二項及び第三十三條第二項中「第二十六條の三」を「第二十六條の四」に改める。

第三十九條中「同條第七項」を「同條第八項」に改める。

第四十二條第一項第一号中「完納しなかつた場合」の下に「(第二十六條の三第一項の規定により徴収を猶予されたため納付しなかつた場合を含む)」を加え、同項第三号中「第十八條第一項本文」の下に「第十九條第一項、第一項本文、同項第四号中第二十六條の三」を「第二十六條の四」に改め、同條第五項に次の但書を加える。

但し、第二十六條の三第一項の規定により徴収を猶予された税額に係る利子税額については、その徴収を猶予した期間内に当該利子税額を完納しなかつた場合でなければその納付を督促することができない。

第四十三條第一項及び第四十三條の第二項中「同條第七項」を「同條第八項」に改める。

第四十八條第一項及び第三項中「第二十六條の三」を「第二十六條の四」に改める。

第四十九條第一項中「同條第七項」を「同條第八項」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において逐次施行する。

2 改正後の法人税法の規定(第十九條及び第二十条の規定を除く)は、法人の昭和二十七年一月一日以後終了する事業年度の法人税から適用する。法人の同日前に終了した事業年度の法人税に適用するは、なお従前の例による。但し、改正後の法人税法第二十六條の三、第二十八條及び第四十二條の規定は、法人の昭和二十六年九月一日以後に終了する事業年度の法人税から適用する。

3 この法律施行後法人が昭和二十七年一月一日以後最初に終了する事業年度の分について第十九條の規定による申告書を提出する場合において、同條の規定する前事業年度の法人税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額のうち各事業年度の所得に対する法人税額を、同條の規定にかかわらず、当該法人税額に四十二を乗じて三十五で除して計算した金額とする。

4 法人税法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十五項中「同條第七項」を「同條第八項」に改める。

5 法人税法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第二十六條の三」を「第二十六條の四」に改める。

6 国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第七條ノ三第一項を削り、同條第二項中「前項ニ依り徴収ヲ為ス」を「前條ニ依り徴収セラルル」に改め、同條を第七條ノ四とし、第七條ノ二の次に次の一條を加える。

第七條ノ三 第七條、第三十一條ノ二第三項(第三十一條ノ三第二項ニ於テ適用スル場合ヲ含ム)又ハ法人税法其ノ他ノ法律ニ依リ国税及其ノ滞納処分費ニ付徴収ノ猶予ヲ受ケタル者左ノ場合ニ該當スルトキハ政府ハ其ノ徴収ノ猶予ヲ取消シテ一時ニ徴収スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ緊急ノ必要アル場合ヲ除ク外予メ其ノ徴収ノ猶予ヲ受ケタル者ノ弁明ヲ開クコトヲ要ス但シ其ノ者が正当ノ事由無クシテ弁明ヲ為サザルトキハ此ノ限ニ在ラス

一 分別徴収ヲ認メタル国税及滞納処分費ノ期限内ニ納付セザルトキ

二 担保ノ提供又ハ変更其ノ他担保ニ関スル政府ノ求ニ応ゼザルトキ

三 徴収ノ猶予ヲ受ケタル者ノ資力其ノ他ノ事情ノ変化ニ因リ其ノ猶予ヲ為スコト不適当ト認めラルトキ

四 第四條ノ一各号ノ事由生ジタル場合ニシテ其ノ徴収ノ猶予シタル期限ニ到リ其ノ徴収ヲ猶予シタル国税及滞納処分費ノ徴収ヲ完スルコト能ハズト認めラルトキ

第三十一條ノ六第四項中「第十九條第五項」を「第十九條第六項」に改める。

7 国税徴収法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

附則第八項中「第二十六條の三」を「第二十六條の四」に改める。

8 国税徴収法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第七條ノ三」を「第七條ノ四」に改める。

附則第十一項中「第二十六條の三」を「第二十六條の四」に改める。

大蔵大臣 池田 勇人
内閣総理大臣 吉田 茂

御名 御璽

昭和二十六年十一月三十日
内閣総理大臣 吉田 茂

法律第二七五号
中小企業信用保険法の一部を改正する法律
昭和二十五年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第一條の次に次の目次及び章名を加える。

目次

第一章 総則(第一條-第三條)

第二章 金融機関を相手方とする保険(第三條-第九條)

第三章 指定法人を相手方とする保険(第九條の二-第十九條の五)

第四章 雑則(第十條-第十二條)

附則

第一章 総則

第一條中「貸付」の下に「及び指定法人の中小企業者の金融機関に対する債務の保証」を加え、「信用保険」を「保証」に改める。

第二條第二項中「資本金額(株金総額、出資総額又は株金総額及び出資総額の合計額)を「資本の額若しくは出資の総額」に改め、同項第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「指定法人」とは、中小企業者の金融機関に対する債務の保証をすることを目的として民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の規定により設立した法人であつて、政令で指定するものをいう。

第三條 指定法人を相手方とする保険

第九條の次に次の一章を加える。

第三章 指定法人を相手方とする保険

第九條の二 政府は、会計年度の半期ごとに、指定法人を相手方として、当該指定法人が中小企業者の金融機関からの借入による債務の保証をしたことを政府に通知することにより、保証をした借入金の額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、政府と当該指定法人との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 前項の保険関係においては、保証をした借入金の額を保険額とし、中小企業者に代つてする借入金の全部又は一部の弁済を保障事故とし、保険額に百分の五十を乗じて得た金額を保険金額とする。

3 政府は、第一項の保険関係が成立する保証をした借入金の額の総額を指定法人を通ずる合計額が、会計年度ごとに国会の議決を経た金額をこえない範囲内であれば、同項の契約を締結することができる。

(保険関係が成立する保証をした借入金)

第九條の三 前條第一項の保険関係が成立する保証をした借入金は、中小企業者の行、事業の振興に必要なものに限る。

2 前項の借入金の額は、中小企業者一人につき、合計五百万円(その中小企業者が中小企業者協同組合であるときは、二千万円)をこえてはならない。

第九條の四 政府が第九條の第二項の保険関係に基づいて支拂うべき保険金の額は、指定法人が中小企業者に代つて弁済をした借入金の額から指定法人がその支拂の請求をする時までに中小企業者に対する求償権(弁済をした日以後の法定利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。以下同じ)を行使して取得した額(指定法人が借入金の外利息又は費用について弁済をしたときは、求償権を行使して取得した額に、弁済をした借入金の額の総弁済額に対する割合を乗じて得た額)を控除した残額とし、百分の五十を乗じて得た額とする。

(準用)

第九條の五 第五條の規定は、指定法人を相手方とする保険に準用する。

2 第七條及び第九條の規定は、指定法人に準用する。

3 第八條の規定は、指定法人が中小企業者に代つて弁済をした場合において、政府が保険金の全額を支拂つたときに準用する。この場合において、「百分の七十五」とあるのは、「百分の五十」と読み替へるものとす。

第九條の五の次に次の章名を加える。

第四章 雑則

第十條中「金融機関」を「金融機関又は指定法人」に、「第三條第一項の契約」を「第三條第一項若しくは第九條の第二項の保険契約」に、「同項の保証」を「第三條第一項若しくは第九條の第二項の保険関係」に、「同項の契約」を「保険契約」に改める。

第十一條第一項中「第三條第一項」を「第三條第一項又は第九條の第二項」に、「同條第一項」を「金融機関の貸付金債権に関する第八條」を「第八條(第九條の五第三項において準用する場合を含む)」に、「当該金融機関」を「当該金融機関又は指定法人」に、「同條第三項中「金融機関」を「金融機関又は指定法人」に改める。

第十二條第二項中「第三條第一項の契約」を「第三條第一項又は第九條の第二項の保険契約」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十六年十二月一日から施行する。

2 政府は、第九條の第三項の規定にかかわらず、昭和二十六年年度限り、同條第一項の保険関係が成立する保証をした借入金の額の総額の指定法人を通ずる合計額が、百億円をこえない範囲内で、同項の契約を締結することができる。

3 中小企業信用保険特別会計法(昭和二十五年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「法第八條の規定により政府が代位した貸付金債権の回収金」を「法第八條(法第九條の五第三項において準用する場合を含む)の規定による代位による回収金」に改める。

大蔵大臣 池田 勇人
農林大臣 根本龍太郎
通商産業大臣 高橋龍太郎
内閣総理大臣 吉田 茂

政令第三五十八号
所得税法施行規則臨時特例
内閣は、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の規定に基づき、並びに同法及び所得税法の臨時特例に関する法律(昭和二十六年法律第二百七十三号)の規定を実施するため、この政令を制定する。

(控除の順序の特例)

第一條 昭和二十六年分の所得税について所得税法の臨時特例に関する法律の規定の適用がある場合において、所得税法施行規則(昭和二十二年勅令第四百十号)以下「規則」といふ。第十二條の十九中「法第十一條の三から第十二條まで」とあるのを「法第十一條の三から第十二條まで」とあるのを「法第十一條の三から第十二條の五まで」と改め、並びに所得税法の臨時特例に関する法律第三條及び第五條第一項と、「法第十一條の四から第十二條」とあるのを「法第十一條の四及び第十一條の五並びに所得税法の臨時特例に関する法律第三條及び第五條第一項」と読み替へて、同條の規定を適用する。

(変動所得があつた場合における所得の税額計算の基礎となる割合の特例)

第二條 昭和二十六年分の所得税について所得税法の臨時特例に関する法律の規定の適用がある場合において、規則第十三條第一項中「法第十五條の規定の適用がある場合」においては、法別表第一」とあるのを「法第十五條の規定の適用がある場合においては、法別表第一」とあるのを「法第十五條の規定の適用がある場合においては、法別表第一」と改める。

(退職所得があつた場合における所得の税額計算の基礎となる割合の特例)

第三條 昭和二十六年十一月一日から同年十二月三十一日までの支給に係る退職所得(所得税法第九條第一項第六号に規定する退職所得をいう。以下同じ)についての所得税法の臨時特例に関する法律第十六條第一項の規定により読み替へられた所得税第三十八條第一項第八号に規定する当該合計額に対する割合は、当該合計額が六十五万円未満であるときは、当該税額に對する所得税法の臨時特例に関する法律別表第一に掲げる割合とする。

2 前項に規定する退職所得については、規則第四十四條の三中「法別表第一に掲げる割合」とあるのを「所得税法の臨時特例に関する法律別表第一に掲げる割合」と読み替へて、同條の規定を適用する。

(退職所得の受給の有無に関する申告書の提出先)

第四條 所得税法の臨時特例に関する法律第十八條第二項中政府とあるのは、同項に規定する当該所得の支拂の場所の所轄税務署長とする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

大蔵大臣 池田 勇人
内閣総理大臣 吉田 茂

579 昭和26年11月30日 金曜日 官報

第7469号

昭和26年11月30日 金曜日 官報

第7469号 578

Table for tax calculation: 昭和 年 月 分 利子所得及び配当所得に対する所得税徴収高計算書. Includes columns for interest income, dividends, and tax amounts.

大蔵省令第四百号 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)及び所得税法施行規則(昭和二十二年勅令第百十号)の規定に基づき、所得税法施行細則の一部を改正する省令. 昭和二十六年十一月三十日 大蔵大臣 池田 勇人

Table for shareholder information: 法人名, 住所, 氏名, 配当(分配)金額, 源泉徴収税額. Includes a section for '年分配当及び剰余金の分配支拂調整書'.

別表三(二)の備考第五号を次のように改める. 五 法第十七條又は法第十八條の規定に該当するもの及び法第一條第一項の規定に該当しない個人又は法人に對する利益の配当又は剰余金の分配については、各欄に内書すること.

中小企業信用保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する. 御名 御璽 昭和二十六年十一月三十日 内閣総理大臣 吉田 茂

- List of financial institutions: 三 財団法人岩手県信用保証協会, 四 財団法人宮城県信用保証協会, 五 財団法人秋田県信用保証協会, etc.

- List of financial institutions: 三十四 財団法人兵庫信用保証協会, 三十五 財団法人奈良信用保証協会, 三十六 財団法人和歌山信用保証協会, etc.

第四條中「第八條の規定により政府が代位した貸付金債権の回収金」を「第八條(同法第九條の五第三項)において準用する場合を含む。」の規定による代位による回収金に改める. 御名 御璽 昭和二十六年十一月三十日 内閣総理大臣 吉田 茂

田町二に、高知地方方法務局の部中村支局の敷地見出張所の項中「奥内村」を「奥内町」に改める. 附則 この府令は、公布の日から施行する. 大蔵省令第三百三十三号

581 昭26年11月30日 金曜日 官報 第7469号

昭26年11月30日 金曜日 官報 第7469号 580

別表四の備考中第二号を次のように改める。
二 元本の所有者欄には、無記名の株式について元本の所有者と配当の受領者との異なる場合に限り、記入すること。
別表六の表を次のように改める。

Table with columns for 受給者 (Recipient), 氏名 (Name), 住所 (Address), 年分 (Year), 源泉徴収票 (Source Tax Deduction Certificate), 計算基礎 (Calculation Basis), 支拂金額 (Payment Amount), 徴収税額 (Tax Amount).

別表六の備考第一号中、「退職所得」を削り、同表備考第七号中「扶養親族及び不具者」を「扶養親族の扶養親族及び不具者の数」に改め、扶養親族及び不具者の数を「扶養親族及び不具者の数」に改め、(受給者自身に不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合においては、これらの控除が認められることに扶養親族一人を有するものとして計算した数)を削る。

農林省令第七十八号
民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條、第三十八條第二項、第六十七條、第七十一條、第七十二條第二項、第七十七條及び第八十三條の規定を実施するため、農林大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を制定し、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、昭和二十六年十一月三十日施行する。
農林大臣 根本龍太郎
農林大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則
(趣旨)
第一條 農林大臣の所管に属する公益法人の設立の許可、定款変更の認可、業務の監督、設立許可の取消、残余財産の処分及び清算並びに解散、清算人の就職及び清算終了に関する届出については、この規則の定めるところによる。

少年院種別表三(重少年学院)の項中「中等少年院」を「初等、中等少年院」に改める。
法務省令第四百六十三号
昭和二十四年法務省令第九十七号(少年刑務所等の特記別記)の場所を男子の特別少年院に充てることに関する支所を加える。
大蔵省令第八百一十号
昭和二十六年十一月三十日
大蔵大臣 池田 勇人
大蔵省令第八百一十号
昭和二十六年十一月三十日
大蔵大臣 池田 勇人
大蔵省令第八百一十号
昭和二十六年十一月三十日
大蔵大臣 池田 勇人

同押第四一五号(同) 同押第四一六号(同) 同押第四一七号(同) 同押第四一八号(同) 同押第四一九号(同) 同押第四二〇号(同) 同押第四二一号(同) 同押第四二二号(同) 同押第四二三号(同) 同押第四二四号(同) 同押第四二五号(同) 同押第四二六号(同) 同押第四二七号(同) 同押第四二八号(同) 同押第四二九号(同) 同押第四三〇号(同) 同押第四三一号(同) 同押第四三二号(同) 同押第四三三号(同) 同押第四三四号(同) 同押第四三五号(同) 同押第四三六号(同) 同押第四三七号(同) 同押第四三八号(同) 同押第四三九号(同) 同押第四四〇号(同) 同押第四四一号(同) 同押第四四二号(同) 同押第四四三号(同) 同押第四四四号(同) 同押第四四五号(同) 同押第四四六号(同) 同押第四四七号(同) 同押第四四八号(同) 同押第四四九号(同) 同押第四五〇号(同) 同押第四五一号(同) 同押第四五二号(同) 同押第四五三号(同) 同押第四五四号(同) 同押第四五五号(同) 同押第四五六号(同) 同押第四五七号(同) 同押第四五八号(同) 同押第四五九号(同) 同押第四六〇号(同) 同押第四六一号(同) 同押第四六二号(同) 同押第四六三号(同) 同押第四六四号(同) 同押第四六五号(同) 同押第四六六号(同) 同押第四六七号(同) 同押第四六八号(同) 同押第四六九号(同) 同押第四七〇号(同) 同押第四七一号(同) 同押第四七二号(同) 同押第四七三号(同) 同押第四七四号(同) 同押第四七五号(同) 同押第四七六号(同) 同押第四七七号(同) 同押第四七八号(同) 同押第四七九号(同) 同押第四八〇号(同) 同押第四八一号(同) 同押第四八二号(同) 同押第四八三号(同) 同押第四八四号(同) 同押第四八五号(同) 同押第四八六号(同) 同押第四八七号(同) 同押第四八八号(同) 同押第四八九号(同) 同押第四九〇号(同) 同押第四九一号(同) 同押第四九二号(同) 同押第四九三号(同) 同押第四九四号(同) 同押第四九五号(同) 同押第四九六号(同) 同押第四九七号(同) 同押第四九八号(同) 同押第四九九号(同) 同押第五〇〇号(同)

建設省公告 土地收用公告第六十五号 左の事業は土地收用法により土地を收用することができるものと認定す。 一、起業者 建設大臣 二、事業の 国道の改良 三、起業地 長野県西筑摩郡大相村大字敷原地内 四、起業地 長野県西筑摩郡大相村大字敷原地内 昭和二十六年十一月三十日 建設大臣 野田 卯一

建設省公告 土地收用公告第六十六号 左の事業は土地收用法により土地を收用することができるものと認定す。 一、起業者 建設大臣 二、事業の 東京電力株式会社の送電線の設置 三、起業地 東京都杉並区和泉町地内 四、起業地 東京都杉並区和泉町地内 昭和二十六年十一月三十日 建設大臣 野田 卯一

建設省公告 土地收用公告第六十七号 左の事業は土地收用法により土地を收用することができるものと認定す。 一、起業者 建設大臣 二、事業の 河川の改良 三、起業地 茨城県真壁郡鳥羽村大字高津地内 四、起業地 茨城県真壁郡鳥羽村大字高津地内 昭和二十六年十一月三十日 建設大臣 野田 卯一

建設省公告 土地收用公告第六十八号 左の事業は土地收用法により土地を收用することができるものと認定す。 一、起業者 建設大臣 二、事業の 河川の改良 三、起業地 茨城県真壁郡鳥羽村大字高津地内 四、起業地 茨城県真壁郡鳥羽村大字高津地内 昭和二十六年十一月三十日 建設大臣 野田 卯一

建設省公告 土地收用公告第六十九号 左の事業は土地收用法により土地を收用することができるものと認定す。 一、起業者 建設大臣 二、事業の 河川の改良 三、起業地 茨城県真壁郡鳥羽村大字高津地内 四、起業地 茨城県真壁郡鳥羽村大字高津地内 昭和二十六年十一月三十日 建設大臣 野田 卯一

昭和二十六年(一)第一号 愛媛県岡部郡舟原町大字舟原百四十九番地 申立人 安岡 隆彦 別紙表示の小切手に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其の所持人は昭和二十七年七月三十日午前十時迄に当該裁判所に権利を届出ると同時に小切手を提出せよ。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。 昭和二十六年十一月三十日 裁判官 矢野伊吉

破産宣告 神戸市生田区中山手通二丁目一番地 申立人 杜 佰 窓 別紙表示の破産宣告の請求があつたから其の所持人は昭和二十六年十一月三十日午前十時迄に当該裁判所に権利を届出ると同時に小切手を提出せよ。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。 昭和二十六年十一月三十日 裁判官 川添利起

和議認可 大阪府東区渡路町四丁目二十六番地 債権者 社本合名株式会社 右の者に対する昭和二十五年(一)第一号の破産宣告の決定は、債権者から提出された別紙表示の条件を以てして、和議は昭和二十六年十一月十六日午後一時の債権者集會において決定せられた。 昭和二十六年十一月二十日 裁判官 沢田直也

日本輸出銀行公告

昭和二十六年九月上旬現在

預金	八七三、四三〇、〇〇〇
貸付	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
引当	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
未償還引当	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
負債	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
未償還引当	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
貸倒準備金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

日本開発銀行公告

昭和二十六年九月上旬現在

預金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
貸付	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
引当	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
未償還引当	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
負債	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
未償還引当	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
貸倒準備金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

会社その他の公告

昭和二十六年十一月十五日

大和銀行 瑞穂興業株式会社

大和銀行 瑞穂興業株式会社

大和銀行 瑞穂興業株式会社

会社その他の公告

昭和二十六年十一月十五日

大和銀行 瑞穂興業株式会社

大和銀行 瑞穂興業株式会社

大和銀行 瑞穂興業株式会社

会社その他の公告

昭和二十六年十一月十五日

大和銀行 瑞穂興業株式会社

大和銀行 瑞穂興業株式会社

大和銀行 瑞穂興業株式会社

日本輸出銀行公告

昭和二十六年九月上旬現在

預金	八七三、四三〇、〇〇〇
貸付	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
引当	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
未償還引当	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
負債	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
未償還引当	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
貸倒準備金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

日本開発銀行公告

昭和二十六年九月上旬現在

預金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
貸付	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
引当	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
未償還引当	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
負債	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
未償還引当	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
貸倒準備金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

会社その他の公告

昭和二十六年十一月十五日

大和銀行 瑞穂興業株式会社

大和銀行 瑞穂興業株式会社

大和銀行 瑞穂興業株式会社

会社その他の公告

昭和二十六年十一月十五日

大和銀行 瑞穂興業株式会社

大和銀行 瑞穂興業株式会社

大和銀行 瑞穂興業株式会社

会社その他の公告

昭和二十六年十一月十五日

大和銀行 瑞穂興業株式会社

大和銀行 瑞穂興業株式会社

大和銀行 瑞穂興業株式会社

官報

目次

法律 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正 一頁
特別職の職員に関する法律の一部改正 一頁
一般職の職員に関する法律の一部改正 二頁
裁判官の報酬等に関する法律の一部改正 四頁
検察官の俸給等に関する法律の一部改正 一五頁
最高裁判所規則 一五頁
裁判官報酬等暫行規則の一部改正 一五頁
規 則 人事院規則九一(常勤を要しない職員の給與)改正 一五頁
人事院規則九一二(特別俸給表の適用範囲)の一部改正 一五頁
人事院規則九一五(給與簿)改正 一六頁
人事院規則九一六(俸給の調整額)の一部改正 一六頁
人事院規則九一八(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部改正 一七頁
人事院規則九一九(未帰還職員の給與)の一部改正 一七頁

法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十六年十一月三十日 内閣総理大臣 吉田 茂

法律第二百七十六号

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第一條中「六万円を八万円」に、「四万八千円を六万四千円」に、「四万三千元を五万七千円」に改める。

第九條中「三千元を五千元」に改める。第十條中「二万二千元を二万三千五百円」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、第一條及び第十條の改正規定は、昭和二十六年十月一日から、第九條の改正規定は、昭和二十六年十一月一日から適用する。
2 議長、副議長及び議員並びにこれらの秘書が昭和二十六年十月一日以後の分として既に支給を受けた歳費及び給料は、この法律による歳費及

び給料の内拂とみなす。議長、副議長及び議員が昭和二十六年十一月一日以後の分として既に支給を受けた通信費についても同様とする。

内閣総理大臣 吉田 茂 大蔵大臣 池田 勇人

特別職の職員に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十六年十一月三十日 内閣総理大臣 吉田 茂

法律第二百七十七号

特別職の職員に関する法律の一部を改正する法律

特別職の職員に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。第一條第十四号を次のように改める。

十四 中央更生保護委員会の委員長及び委員 同條第二十五号を削り、同條第二十六号を同條第二十五号とする。第三條を次のように改める。

第三條 内閣総理大臣等の俸給月額は、内閣総理大臣等のうち大使、公使及び秘書官以外の者については別表第一に、大使及び公使については別表第二に、秘書官については別表第三による。

2 別表第二により大使及び公使の受ける俸給月額を、外務大臣が大蔵大臣と協議して定める。

3 別表第三により秘書官の受ける俸給月額の号俸は、内閣総理大臣、法務総裁、各省大臣、経済安定本部総裁、最高裁判所長官、人事院総裁又は会計検査院長が大蔵大臣と協議して定める。

第九條中「千八百五十円」を「二千二百円」に改める。第十二條を次のように改める。

第十二條 削除 第十三條本文中「第二十六号」を「第二十五号」に改め、同條但書を次のように改める。

但し、政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律を廃止する法律の規定によりなおその効力を有する旧政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律第十一條の規定の適用を妨げない。

別表を次のように改める。別表第一

Table with 2 columns: 官職名, 俸給月額. Includes entries for 内閣総理大臣 (80,000円), 国務大臣 (60,000円), 人事官及び検査官 (60,000円), 国立国会図書館長 (60,000円), 国家公安委員会委員長 (60,000円), 全国選挙管理委員会委員長 (60,000円).

毎日文庫 昭和二十六年十一月三十一日

別表第一	別表第二	別表第三	別表第四	別表第五
職名 一等秘書 二等秘書 三等秘書 四等秘書 五等秘書 六等秘書 七等秘書 八等秘書 九等秘書 十等秘書 十一等秘書 十二等秘書	俸給月額 三,000円 二,500円 二,000円 1,500円 1,000円 800円 700円 600円 500円 400円 300円 200円	職名 一等書記官 二等書記官 三等書記官 四等書記官 五等書記官 六等書記官 七等書記官 八等書記官 九等書記官 十等書記官 十一等書記官 十二等書記官	俸給月額 2,500円 2,000円 1,500円 1,000円 800円 700円 600円 500円 400円 300円 200円 100円	職名 一等技官 二等技官 三等技官 四等技官 五等技官 六等技官 七等技官 八等技官 九等技官 十等技官 十一等技官 十二等技官

別表第一	別表第二
官職名 大使 公使	俸給月額 三,000円 二,500円 二,000円 1,500円 1,000円 800円 700円 600円 500円 400円 300円 200円

附則
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十六年十月一日から適用する。
2 秘書官が昭和二十六年十月一日以後この法律施行の際までの期間内の日において受けていた俸給月額等の号俸は、改正前の特別職の職員の給與に関する法律(以下「改正前の法」という)の適用により当該期間内の日においてその者が受けていた改正前の法の別表に定める俸給月額等の号俸に、改正後の特別職の職員の給與に関する法律(以下「改正後の法」という)の適用により当該期間内の日においてその者が受けていた改正前の法の別表に定める俸給月額等の号俸に、改正後の法第三項に定める俸給月額等の号俸とする。

法律第二百七十八号
一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律
一 一般職の職員の給與に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。
第一條第一項を次のように改める。
この法律は、別に法律で定めるものを除き、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二條に規定する一般職に属する職員(以下「職員」という)の給與及び勤務時間に関する事項を定めることを目的とする。
第六條第二項第二号中「船員級別俸給表(別表第四)」を「企業官庁職員級別俸給表(別表第五)」に改め、同條に次の一項を加える。
5 企業官庁職員級別俸給表は、左の各号に掲げる職員(守衛、給仕、小使及び雑役に従事する者並びに人事院規則で指定する者を除く)に適用する。
一 造船所の工場に勤務する職員
二 印刷所の工場に勤務する職員
三 官林局に附属する工場又は官林署に勤務する職員
四 通商産業局のアルコール製造工場に勤務する職員
五 地方貯金局、地方簡易保険局又は郵便局に勤務する職員
六 地方電気通信局建設部若しくは地方電気通信部の建設工事を所管する課、地方電気通信管理所、地方電気通信取扱局又は電気通信省施設局資材部出張所に勤務する職員

第八條第四項中「三百円」を「四百円」に、「六百円」を「千円」に改め、同條第六項中「一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第九十九号)附則別表第一」を「一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第二百七十八号)附則別表第二」に改める。
第十二條第三項中「別に法律で定める」を「別表第六に掲げるところによる」に改め、同項の次に次の一項を加える。
4 特定の地域に所在する官署に勤務する職員の勤務手当の算出の基礎となる第二項各号の支給地域の区分については、当該地域に近接する地域における生計費の重要要素となる物の資に関する事情及び当該官署の位置等を勘案して前項の規定によることが著しく不適当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、予算の範囲内で、人事院規則で特別を設けることができる。
第二十二條第一項中「千八百五十円」を「二千二百円」に改める。
第二十三條を次のように改める。
(休職者の給與)
第二十三條 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり国家公務員法第七十九條第一号に掲げる事由に該当して

休職にされたときは、その休職の期間中、これに給與の全額を支給する。
2 職員が結核性疾患にかかり国家公務員法第七十九條第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満二年に達するまでは、これに俸給、扶養手当及び勤務手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。
3 職員が前二項以外の心身の故障により国家公務員法第七十九條第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満一年に達するまでは、これに俸給、扶養手当及び勤務手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。
4 職員が国家公務員法第七十九條第二号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当及び勤務手当のそれぞれ百分の六十以内を支給することができる。
5 職員が国家公務員法第七十九條に基く人事院規則で定める場合の一に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当及び勤務手当のそれぞれ百分の七十以内を支給することができる。
附則に次の一項を加える。
6 国家公務員法第八十條第四項の規定の適用については、この法律は、同項に規定する給與準則とみなす。別表第一から別表第四までを次のように改める。

埼玉縣三級地 浦和市 川口市 大宮市 北足立郡 北足立郡 行田市 所沢市 入間郡		群馬縣二級地 前橋市 桐生市 高崎市		一級地 太田市 伊勢崎市 邑楽郡 群馬郡 北群馬郡 吾妻郡 碓氷郡 利根郡		下都賀郡 小山町 藤原町 塩原町 足利郡 山辺町 三重村	
千葉縣四級地 千葉市 船橋市		一級地 川崎市 津市 津島市 津島郡 北葛飾郡 比企郡 秩父郡 入間郡 北足立郡		二級地 三浦市 船橋市 船橋郡 船橋市		二級地 三浦市 船橋市 船橋郡 船橋市	
東京都五級地 千代田区 中央区 港区 新宿区 文京区 台東区 墨田区 江東区 品川区 目黒区 大田区		一級地 練馬区 豊島区 目黒区 大田区		二級地 練馬区 豊島区 目黒区 大田区		三級地 練馬区 豊島区 目黒区 大田区	
東京都五級地 千代田区 中央区 港区 新宿区 文京区 台東区 墨田区 江東区 品川区 目黒区 大田区		一級地 練馬区 豊島区 目黒区 大田区		二級地 練馬区 豊島区 目黒区 大田区		三級地 練馬区 豊島区 目黒区 大田区	
東京都五級地 千代田区 中央区 港区 新宿区 文京区 台東区 墨田区 江東区 品川区 目黒区 大田区		一級地 練馬区 豊島区 目黒区 大田区		二級地 練馬区 豊島区 目黒区 大田区		三級地 練馬区 豊島区 目黒区 大田区	
東京都五級地 千代田区 中央区 港区 新宿区 文京区 台東区 墨田区 江東区 品川区 目黒区 大田区		一級地 練馬区 豊島区 目黒区 大田区		二級地 練馬区 豊島区 目黒区 大田区		三級地 練馬区 豊島区 目黒区 大田区	

北海道二級地 札幌市 小樽市 管内支庁 石狩支庁 釧路支庁 十勝支庁 管内支庁		一級地 札幌市 小樽市 管内支庁 石狩支庁 釧路支庁 十勝支庁 管内支庁		二級地 札幌市 小樽市 管内支庁 石狩支庁 釧路支庁 十勝支庁 管内支庁	
岩手縣一級地 盛岡市 宮古市 一関市		二級地 盛岡市 宮古市 一関市		三級地 盛岡市 宮古市 一関市	
秋田縣一級地 秋田市 能代市		二級地 秋田市 能代市		三級地 秋田市 能代市	
宮城縣一級地 仙台市 石巻市 塩釜市 宮城郡 本吉郡 桃生郡		二級地 仙台市 石巻市 塩釜市 宮城郡 本吉郡 桃生郡		三級地 仙台市 石巻市 塩釜市 宮城郡 本吉郡 桃生郡	
青森縣一級地 青森市 弘前市 八戸市 東津軽郡 上北郡 南津軽郡 三戸郡		二級地 青森市 弘前市 八戸市 東津軽郡 上北郡 南津軽郡 三戸郡		三級地 青森市 弘前市 八戸市 東津軽郡 上北郡 南津軽郡 三戸郡	
茨城縣一級地 水戸市 土浦市		二級地 水戸市 土浦市		三級地 水戸市 土浦市	
福島縣一級地 福島市 郡山市 若松市 白河市 石城郡		二級地 福島市 郡山市 若松市 白河市 石城郡		三級地 福島市 郡山市 若松市 白河市 石城郡	
栃木縣一級地 栃木市 佐野市 鹿沼市 上野原市 足利市		二級地 栃木市 佐野市 鹿沼市 上野原市 足利市		三級地 栃木市 佐野市 鹿沼市 上野原市 足利市	
群馬縣一級地 群馬市 高崎市 前橋市 桐生市 伊勢崎市 邑楽郡 群馬郡 北群馬郡 吾妻郡 碓氷郡 利根郡		二級地 群馬市 高崎市 前橋市 桐生市 伊勢崎市 邑楽郡 群馬郡 北群馬郡 吾妻郡 碓氷郡 利根郡		三級地 群馬市 高崎市 前橋市 桐生市 伊勢崎市 邑楽郡 群馬郡 北群馬郡 吾妻郡 碓氷郡 利根郡	
埼玉県一級地 さいたま市 浦和市 川口市 大宮市 北足立郡 北足立郡 行田市 所沢市 入間郡		二級地 さいたま市 浦和市 川口市 大宮市 北足立郡 北足立郡 行田市 所沢市 入間郡		三級地 さいたま市 浦和市 川口市 大宮市 北足立郡 北足立郡 行田市 所沢市 入間郡	
千葉県一級地 千葉市 船橋市 船橋郡 船橋市		二級地 千葉市 船橋市 船橋郡 船橋市		三級地 千葉市 船橋市 船橋郡 船橋市	
東京都一級地 千代田区 中央区 港区 新宿区 文京区 台東区 墨田区 江東区 品川区 目黒区 大田区		二級地 千代田区 中央区 港区 新宿区 文京区 台東区 墨田区 江東区 品川区 目黒区 大田区		三級地 千代田区 中央区 港区 新宿区 文京区 台東区 墨田区 江東区 品川区 目黒区 大田区	

Table of administrative divisions for the left page, including prefectures like 長野県, 山梨県, 福井県, 石川県, 岐阜県, 愛知県, and 富山県, with their respective municipalities and towns.

Table of administrative divisions for the right page, including prefectures like 西多摩郡, 神奈川五級地, 愛知県, 高松郡, 新潟県, and 富山県, with their respective municipalities and towns.

Table with 5 columns: 大阪府五級地, 四級地, 三級地, 二級地, 一級地. Lists municipalities and their administrative changes.

Table with 5 columns: 三重県一級地, 滋賀県三級地, 京都府五級地, 三級地, 四級地. Lists municipalities and their administrative changes.

Table listing administrative divisions and municipalities in Hiroshima Prefecture (広島県), Yamaguchi Prefecture (山口県), and Tokushima Prefecture (徳島県). It includes categories for 一級地 (Class 1), 二級地 (Class 2), 三級地 (Class 3), and 四級地 (Class 4), along with specific city and town names.

Table listing administrative divisions and municipalities in Nagasaki Prefecture (長門県), Fukuoka Prefecture (福岡県), and other regions. It includes categories for 一級地 (Class 1), 二級地 (Class 2), and 三級地 (Class 3), along with specific city and town names.

Table with columns for '区' (District) and '分' (Division), listing salaries for various positions like '検事総長' (Chief Prosecutor) and '検事' (Prosecutor).

Table with columns for '検事' (Prosecutor) and '検事補' (Prosecutor Assistant), listing salaries for positions numbered 1 through 14.

附則
1 この法律は、公布の日から起算して、昭和二十六年十月一日から適用する。
2 昭和二十六年九月三十日において改正前の別表に掲げる五号から十二号までの俸給を受ける検事及び一号から八号までの俸給を受ける検事補の俸給は、検事についてはそれぞれ七号、八号、十号、十二号、十四号、十六号、十七号及び十八号とし、検事補についてはそれぞれ二号、四号、六号、八号、十号、十二号、十四号、十六号、十七号及び十八号とする。

最高裁判所規則
最高裁判所規則第十六号
裁判官報酬等暫行規則の一部を改正する規則
昭和二十六年十一月三十日
最高裁判所
裁判官報酬等暫行規則の一部を改正する規則
裁判官報酬等暫行規則(昭和二十二年最高裁判所規則第四号)の一部を次のように改正する。

規則
人事院は、一般職の職員に關する法律に基き、人事院規則九一(常勤を要しない職員)を次のように改正する。
昭和二十六年十一月三十日
人事院総裁 浅井 清

第一項中各号列記以外の部分を次のように改める。
1 給與法第六條第二項第二号に規定する特別給與表(中務省職員及経済調査官級別給與表、警察職員、海上保安庁職員(人事院規則で指定する者)に關し、及び矯正保護職員級別給與表及び船員級別給與表の適用範囲は次のとおりとする。(昭和二十六年十一月三十日施行)
第一項の次に次の一項を加える。
2 給與法第六條第二項第二号に規定する特別給與表中企業官庁職員級別俸給表の適用から除外される者として次に掲げる者を指定する。(昭和二十六年十月一日適用)
一 造船所勤務の職員で印刷、同部業務課の職員で地金の検査及び選別、貨幣及び工芸品の検査、荷造及び運搬並びに貨幣の製作に従事する者以外のもの及び同部会計課の職員で工場設備、貨物輸送用容器等の製作修理に従事する者以外のもの並びに同庁の研究所及び病院に勤務する職員
二 地方電気通信局建設部のうち線路工事課、土木工事課、市内機械工事課、増設電話工事課、伝送工事課、無線工事課及び伝送無線工事課以外の課に勤務する職員並びに地方電気通信部のうち線路工事課、土木工事課、機械工事課及び増設電話工事課以外の課に勤務する職員
三 電気通信省施設局地方資料部に勤務する職員で配給局及び工作工場に勤務する者以外のもの
四 医師、薬剤師、医療技術職員、看護婦、医療事務職員及び衛生管理職員(自動車運轉手(助手を含む)、市内電話交換手、タイピスト、昇降機運轉手、だん房機関手

Table with columns for '号' (Number) and '俸給月額' (Monthly Salary), listing salaries for positions 1 through 34.

Table with columns for '号' (Number) and '俸給月額' (Monthly Salary), listing salaries for positions 35 through 82.

御名 御璽
昭和二十六年十一月三十日
内閣総理大臣 吉田 茂
法律第二百七十九号
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律
裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。
第十五條を次のように改める。
第十五條 判事補及び簡易裁判判事
の報酬月額は、特別のものに限り、

Table with columns for '区' (District) and '分' (Division), listing salaries for various judicial positions like '最高裁判所長官' (Chief Justice) and '最高裁判所判事' (Justice).

附則
1 この法律は、公布の日から起算して、昭和二十六年十月一日から適用する。
2 昭和二十六年九月三十日において改正前の別表に掲げる一号から六号までの報酬を受ける判事補及び三号から八号までの報酬を受ける簡易裁判判事の同年十月一日における報酬の号は、判事補についてはそれぞれ二号、四号、六号、八号、十号及び十一号とし、簡易裁判判事についてはそれぞれ六号、八号、十号、十二号、十四号及び十五号とする。同日以後この法律の施行の日までの間に改正前の別表に掲げる一号から六号までの報酬を受けるに至つた判事補及び三号から八号までの報酬を受けるに至つた簡易裁判判事のものについては、同様である。

Table with columns for '号' (Number) and '俸給月額' (Monthly Salary), listing salaries for positions 83 through 150.

第十六條の表を次のように改める。

一	一般係給表	の職務の級
二	特別係給表	の職務の級
三	特別係給表	の職務の級
四	特別係給表	の職務の級
五	特別係給表	の職務の級
六	特別係給表	の職務の級
七	特別係給表	の職務の級
八	特別係給表	の職務の級
九	特別係給表	の職務の級
十	特別係給表	の職務の級
十一	特別係給表	の職務の級
十二	特別係給表	の職務の級
十三	特別係給表	の職務の級
十四	特別係給表	の職務の級
十五	特別係給表	の職務の級
十六	特別係給表	の職務の級
十七	特別係給表	の職務の級
十八	特別係給表	の職務の級
十九	特別係給表	の職務の級
二十	特別係給表	の職務の級
二十一	特別係給表	の職務の級
二十二	特別係給表	の職務の級
二十三	特別係給表	の職務の級
二十四	特別係給表	の職務の級
二十五	特別係給表	の職務の級
二十六	特別係給表	の職務の級
二十七	特別係給表	の職務の級
二十八	特別係給表	の職務の級
二十九	特別係給表	の職務の級
三十	特別係給表	の職務の級
三十一	特別係給表	の職務の級
三十二	特別係給表	の職務の級
三十三	特別係給表	の職務の級
三十四	特別係給表	の職務の級
三十五	特別係給表	の職務の級
三十六	特別係給表	の職務の級
三十七	特別係給表	の職務の級
三十八	特別係給表	の職務の級
三十九	特別係給表	の職務の級
四十	特別係給表	の職務の級
四十一	特別係給表	の職務の級
四十二	特別係給表	の職務の級
四十三	特別係給表	の職務の級
四十四	特別係給表	の職務の級
四十五	特別係給表	の職務の級
四十六	特別係給表	の職務の級
四十七	特別係給表	の職務の級
四十八	特別係給表	の職務の級
四十九	特別係給表	の職務の級
五十	特別係給表	の職務の級
五十一	特別係給表	の職務の級
五十二	特別係給表	の職務の級
五十三	特別係給表	の職務の級
五十四	特別係給表	の職務の級
五十五	特別係給表	の職務の級
五十六	特別係給表	の職務の級
五十七	特別係給表	の職務の級
五十八	特別係給表	の職務の級
五十九	特別係給表	の職務の級
六十	特別係給表	の職務の級
六十一	特別係給表	の職務の級
六十二	特別係給表	の職務の級
六十三	特別係給表	の職務の級
六十四	特別係給表	の職務の級
六十五	特別係給表	の職務の級
六十六	特別係給表	の職務の級
六十七	特別係給表	の職務の級
六十八	特別係給表	の職務の級
六十九	特別係給表	の職務の級
七十	特別係給表	の職務の級
七十一	特別係給表	の職務の級
七十二	特別係給表	の職務の級
七十三	特別係給表	の職務の級
七十四	特別係給表	の職務の級
七十五	特別係給表	の職務の級
七十六	特別係給表	の職務の級
七十七	特別係給表	の職務の級
七十八	特別係給表	の職務の級
七十九	特別係給表	の職務の級
八十	特別係給表	の職務の級
八十一	特別係給表	の職務の級
八十二	特別係給表	の職務の級
八十三	特別係給表	の職務の級
八十四	特別係給表	の職務の級
八十五	特別係給表	の職務の級
八十六	特別係給表	の職務の級
八十七	特別係給表	の職務の級
八十八	特別係給表	の職務の級
八十九	特別係給表	の職務の級
九十	特別係給表	の職務の級
九十一	特別係給表	の職務の級
九十二	特別係給表	の職務の級
九十三	特別係給表	の職務の級
九十四	特別係給表	の職務の級
九十五	特別係給表	の職務の級
九十六	特別係給表	の職務の級
九十七	特別係給表	の職務の級
九十八	特別係給表	の職務の級
九十九	特別係給表	の職務の級
一百	特別係給表	の職務の級

第十七條の次に次の一條を加える。
 第十七條の二 職員が俸給表の適用を異にして移動する場合は、異動後の俸給表について第四條及び第六條の規定により細則で定める資格の基準に基いてその職員の職務の級を決定しなければならない。(昭和二十六年十一月一日施行)

第十八條の次に次の一條を加える。
 第十八條の二 前項の規定によつて求められた号俸又は俸給月額がいちじく部内の他の職員との権衡を失するときは、前項の規定にかかわらず、その職員が異動後の俸給表の適用を受ける官職に従前から在職していたものとみなし、部内の他の職員との権衡及びその職員の従前の勤務成績を考慮し、人事院と協議して、その号俸又は俸給月額を決定することができる。(昭和二十六年十一月一日施行)

第十九條を次のように改める。
 第十九條 前項の規定によつて求められた号俸又は俸給月額がいちじく部内

別表

昭和二十六年七月一日現在の俸給又は給料の額	新俸給の額
九三	一、四三八
一一一	一、四九〇
一三〇	一、五〇九
一四八	一、五二七
一六七	一、五四六
一八五	一、五六五
二〇四	一、五八四
二二二	一、六〇二
二四一	一、六二一
二五九	一、六四〇
二七八	一、六五九
二九六	一、六七七
三一五	一、六九六
三三三	一、七一五
三五二	一、七三三
三七〇	一、七五二
三八八	一、七七〇
四〇六	一、七八九
四二四	一、八〇七
四四二	一、八二六
四六〇	一、八四四
四七八	一、八六三
五〇六	一、八八一
五二四	一、九〇〇
五四二	一、九一八
五六〇	一、九三七
五七八	一、九五五
六〇六	一、九七四
六二四	一、九九三
六四二	一、〇一一
六六〇	一、〇二九
六七八	一、〇四七
六九六	一、〇六六
七一四	一、〇八四
七三二	一、一〇二
七五〇	一、一二〇
七六八	一、一三九
七八六	一、一五七
八〇四	一、一七五
八二二	一、一九四
八四〇	一、二一二
八五八	一、二三〇
八七六	一、二四八
八九四	一、二六六
九一二	一、二八四
九三〇	一、三〇二
九四八	一、三二〇
九六六	一、三三九
九八四	一、三五七
一〇〇二	一、三七五
一〇二〇	一、三九三
一〇三八	一、四一一
一〇五六	一、四二九
一〇七四	一、四四七
一〇九二	一、四六五
一一一〇	一、四八三
一一二八	一、五〇一
一一四六	一、五一九
一一六四	一、五三七
一一八二	一、五五五
一二〇〇	一、五七三
一二一八	一、五九一
一二三六	一、六〇九
一二五四	一、六二七
一二七二	一、六四五
一二九〇	一、六六三
一三〇八	一、六八一
一三二六	一、六九九
一三四四	一、七一七
一三六二	一、七三五
一三八〇	一、七五二
一三九八	一、七八〇
一四一六	一、八〇八
一四三四	一、八四四
一四五二	一、八八〇
一四七〇	一、九一六
一四八八	一、九五二
一五〇六	一、九八八
一五二四	一、〇二四
一五四二	一、〇六〇
一五六〇	一、〇九六
一五七八	一、一三二
一六〇〇	一、一六八
一六二〇	一、二〇四
一六四〇	一、二四〇
一六六〇	一、二七六
一六八〇	一、三一二
一七〇〇	一、三五八
一七二〇	一、三九四
一七四〇	一、四三〇
一七六〇	一、四六六
一七八〇	一、五〇二
一八〇〇	一、五三八
一八二〇	一、五七四
一八四〇	一、六一〇
一八六〇	一、六四六
一八八〇	一、六八二
一九〇〇	一、七一八
一九二〇	一、七五四
一九四〇	一、七九〇
一九六〇	一、八二六
一九八〇	一、八六二
二〇〇〇	一、八九八
二〇二〇	一、九三四
二〇四〇	一、九七〇
二〇六〇	一、一〇六
二〇八〇	一、一四二
二一〇〇	一、一七八
二一二〇	一、二一四
二一四〇	一、二五〇
二一六〇	一、二八六
二一八〇	一、三二二
二二〇〇	一、三五八
二二二〇	一、三九四
二二四〇	一、四三〇
二二六〇	一、四六六
二二八〇	一、五〇二
二三〇〇	一、五三八
二三二〇	一、五七四
二三四〇	一、六一〇
二三六〇	一、六四六
二三八〇	一、六八二
二四〇〇	一、七一八
二四二〇	一、七五四
二四四〇	一、七九〇
二四六〇	一、八二六
二四八〇	一、八六二
二五〇〇	一、八九八
二五二〇	一、九三四
二五四〇	一、九七〇
二五六〇	一、一〇六
二五八〇	一、一四二
二六〇〇	一、一七八
二六二〇	一、二一四
二六四〇	一、二五〇
二六六〇	一、二八六
二六八〇	一、三二二
二七〇〇	一、三五八
二七二〇	一、三九四
二七四〇	一、四三〇
二七六〇	一、四六六
二七八〇	一、五〇二
二八〇〇	一、五三八
二八二〇	一、五七四
二八四〇	一、六一〇
二八六〇	一、六四六
二八八〇	一、六八二
二九〇〇	一、七一八
二九二〇	一、七五四
二九四〇	一、七九〇
二九六〇	一、八二六
二九八〇	一、八六二
三〇〇〇	一、八九八
三〇二〇	一、九三四
三〇四〇	一、九七〇
三〇六〇	一、一〇六
三〇八〇	一、一四二
三一〇〇	一、一七八
三一二〇	一、二一四
三一四〇	一、二五〇
三一六〇	一、二八六
三一八〇	一、三二二
三二〇〇	一、三五八
三二二〇	一、三九四
三二四〇	一、四三〇
三二六〇	一、四六六
三二八〇	一、五〇二
三三〇〇	一、五三八
三三二〇	一、五七四
三三四〇	一、六一〇
三三六〇	一、六四六
三三八〇	一、六八二
三四〇〇	一、七一八
三四二〇	一、七五四
三四四〇	一、七九〇
三四六〇	一、八二六
三四八〇	一、八六二
三五〇〇	一、八九八
三五二〇	一、九三四
三五四〇	一、九七〇
三五六〇	一、一〇六
三五八〇	一、一四二
三六〇〇	一、一七八
三六二〇	一、二一四
三六四〇	一、二五〇
三六六〇	一、二八六
三六八〇	一、三二二
三七〇〇	一、三五八
三七二〇	一、三九四
三七四〇	一、四三〇
三七六〇	一、四六六
三七八〇	一、五〇二
三八〇〇	一、五三八
三八二〇	一、五七四
三八四〇	一、六一〇
三八六〇	一、六四六
三八八〇	一、六八二
三九〇〇	一、七一八
三九二〇	一、七五四
三九四〇	一、七九〇
三九六〇	一、八二六
三九八〇	一、八六二
四〇〇〇	一、八九八
四〇二〇	一、九三四
四〇四〇	一、九七〇
四〇六〇	一、一〇六
四〇八〇	一、一四二
四一〇〇	一、一七八
四一二〇	一、二一四
四一四〇	一、二五〇
四一六〇	一、二八六
四一八〇	一、三二二
四二〇〇	一、三五八
四二二〇	一、三九四
四二四〇	一、四三〇
四二六〇	一、四六六
四二八〇	一、五〇二
四三〇〇	一、五三八
四三二〇	一、五七四
四三四〇	一、六一〇
四三六〇	一、六四六
四三八〇	一、六八二
四四〇〇	一、七一八
四四二〇	一、七五四
四四四〇	一、七九〇
四四六〇	一、八二六
四四八〇	一、八六二
四五〇〇	一、八九八
四五二〇	一、九三四
四五四〇	一、九七〇
四五六〇	一、一〇六
四五八〇	一、一四二
四六〇〇	一、一七八
四六二〇	一、二一四
四六四〇	一、二五〇
四六六〇	一、二八六
四六八〇	一、三二二
四七〇〇	一、三五八
四七二〇	一、三九四
四七四〇	一、四三〇
四七六〇	一、四六六
四七八〇	一、五〇二
四八〇〇	一、五三八
四八二〇	一、五七四
四八四〇	一、六一〇
四八六〇	一、六四六
四八八〇	一、六八二
四九〇〇	一、七一八
四九二〇	一、七五四
四九四〇	一、七九〇
四九六〇	一、八二六
四九八〇	一、八六二
五〇〇〇	一、八九八
五〇二〇	一、九三四
五〇四〇	一、九七〇
五〇六〇	一、一〇六
五〇八〇	一、一四二
五一〇〇	一、一七八
五一二〇	一、二一四
五一四〇	一、二五〇
五一六〇	一、二八六
五一八〇	一、三二二
五二〇〇	一、三五八
五二二〇	一、三九四
五二四〇	一、四三〇
五二六〇	一、四六六
五二八〇	一、五〇二
五三〇〇	一、五三八
五三二〇	一、五七四
五三四〇	一、六一〇
五三六〇	一、六四六
五三八〇	一、六八二
五四〇〇	一、七一八
五四二〇	一、七五四
五四四〇	一、七九〇
五四六〇	一、八二六
五四八〇	一、八六二
五五〇〇	一、八九八
五五二〇	一、九三四
五五四〇	一、九七〇
五五六〇	一、一〇六
五五八〇	一、一四二
五六〇〇	一、一七八
五六二〇	一、二一四
五六四〇	一、二五〇
五六六〇	一、二八六
五六八〇	一、三二二
五七〇〇	一、三五八
五七二〇	一、三九四
五七四〇	一、四三〇
五七六〇	一、四六六
五七八〇	一、五〇二
五八〇〇	一、五三八
五八二〇	一、五七四
五八四〇	一、六一〇
五八六〇	一、六四六
五八八〇	一、六八二
五九〇〇	一、七一八
五九二〇	一、七五四
五九四〇	一、七九〇
五九六〇	一、八二六
五九八〇	一、八六二
六〇〇〇	一、八九八
六〇二〇	一、九三四
六〇四〇	一、九七〇
六〇六〇	一、一〇六
六〇八〇	一、一四二
六一〇〇	一、一七八
六一二〇	一、二一四
六一四〇	一、二五〇
六一六〇	一、二八六
六一八〇	一、三二二
六二〇〇	一、三五八
六二二〇	一、三九四
六二四〇	一、四三〇
六二六〇	一、四六六
六二八〇	一、五〇二
六三〇〇	一、五三八
六三二〇	一、五七四
六三四〇	一、六一〇
六三六〇	一、六四六
六三八〇	一、六八二
六四〇〇	一、七一八
六四二〇	一、七五四
六四四〇	一、七九〇
六四六〇	一、八二六
六四八〇	一、八六二
六五〇〇	一、八九八
六五二〇	一、九三四
六五四〇	一、九七〇
六五六〇	一、一〇六
六五八〇	一、一四二
六六〇〇	一、一七八
六六二〇	一、二一四
六六四〇	一、二五〇
六六六〇	一、二八六
六六八〇	一、三二二
六七〇〇	一、三五八
六七	

Table of legal notices and court proceedings. Columns include case numbers (e.g., 同領第九〇五号), descriptions of cases (e.g., 左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する), and names of individuals involved (e.g., 平松キミ, 佐田仁男).

Table of legal notices and court proceedings. Columns include case numbers (e.g., 同領第六〇号), descriptions of cases (e.g., 左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する), and names of individuals involved (e.g., 同領第四四二号, 同領第四四三号).

官報

目次

- 輸出信用保険法の一部改正
郵便振替貯金法の一部改正
輸出信用保険法施行令の一部改正
郵便振替貯金規則の一部改正
地方自治事項
土地收用細目(千葉県)

法律

輸出信用保険法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十六年十一月三十日
内閣総理大臣 吉田 茂

法律第二百八十一号

輸出信用保険法の一部を改正する法律

輸出信用保険法(昭和二十五年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「政府が再保険を行うことにより」を削る。
第二条の見出しを「(甲種保険)」に改め、同条第二項を削り、第三項を第二項とし、以下順次一項ずつ繰り上げる。
第三条の前の見出しを削り、同条中「輸出信用保険」を「政府が再保険を引き受ける輸出信用保険」に改め、「損

害保険」の下に「(以下「甲種保険」という。)」を加える。

第四条第一項中「輸出信用保険」を「甲種保険」に、同条第二項中「輸出信用保険」を「甲種保険」に、その契約を「保険契約」に、同条第三項中「輸出信用保険」を「保険契約」に改める。

第五条中「輸出信用保険」を「甲種保険」に改め、同条の次に次の五條を加える。

(乙種保険)
第五条の二 政府は、輸出者が、輸出契約に基づいて政令で定める貨物を輸出した場合において、左の各号の一に該当する事由によつて当該輸出貨物の代金を回収することができないことにより受ける損失(輸出貨物について生じた損失を除く)を、てん補する輸出信用保険(以下「乙種保険」という)を引き受けることができる。

一 外国において実施される為替取引の制限又は禁止
二 仕向国における戦争、革命又は内乱
三 前二号に掲げるものの外、本邦外において生じた事由であつて、輸出契約の当事者の責に帰することとができないもの
四 輸出契約の相手方の破産
五 輸出契約の相手方の六箇月以上の債務の履行遅滞(輸出者の責に帰することができないものに限る。)

2 政府は、保険契約の申込を承諾したときは、保険証券を作成し、保険契約者に交付する。
3 政府は、一会計年度内に引き受ける乙種保険の保険金額の総額が国会の議決を経た金額をこえない範囲内において、乙種保険を引き受けるものとする。

第五條の三 乙種保険においては、輸出契約に基づく輸出貨物の代金(二以上の時期に分割して代金の決済を受けるべきときは、一の時期において決済を受けるべき当該代金の部分。以下同じ)の額を保険価額とする。

2 乙種保険の保険金額が保険価額に百分の八十の範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額をこえるときは、そのこえる部分については、保険契約は、無効とする。

第五條の四 乙種保険において政府がてん補すべき額は、保険価額のうち第五條の二第一項各号の一に該当する事由により輸出者が決済期(同項第五号に該当する事由によるときは、決済期後六箇月を経過した時。以下同じ)までに回収することができない代金の額から左の各号に掲げる金額を控除した残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

一 当該事由の発生により支出を要しなくなつた金額
二 決済期後に回収した金額
第五條の五 政府は、乙種保険の保険契約者、被保険者又は保険金を受け取るべき者が保険契約の條項に違反したときは、保険金の全部若しくは一部を支拂わず、又は保険金の全部若しくは一部を返還させることができる。(保険料率)

第五條の六 甲種保険の再保険及び乙種保険の保険料率は、政府の支拂うべき金額及びこの法律の施行に伴い必要となる政府の事務取扱費を償うように、政令で定める。

第六條第一項中「保険会社は、再保険契約に基づいて」を「保険会社又は乙種保険の被保険者若しくは保険金を受け取るべき者は」に、「第一條第四項」を「第二條第三項又は第五條の五」に、同条第三項中「保険会社」を「保険会社又は乙種保険の被保険者若しくは保険金を受け取るべき者に」改める。

附則
この法律は、昭和二十六年十二月一日から施行する。

大蔵大臣 池田 勇人
通商産業大臣 高橋龍太郎
内閣総理大臣 吉田 茂

郵便振替貯金法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十六年十一月三十日

内閣総理大臣 吉田 茂

法律第二百八十二号

郵便振替貯金法の一部を改正する法律

郵便振替貯金法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第十八條を次のように改める。
第十八條(拂込、振替及び拂出の料金) 拂込、振替及び拂出の料金は、左の通りとする。

一 拂込

通常拂込

拂込金額千円以下の場合

同 千円をこえ、一万円以下の場合

同 一万円をこえる場合

電信拂込

通常拂込の料金と電信に関する料金を基準として省令で定める金額との合計額

二 振替

通常振替

電信振替

通常振替の料金と電信に関する料金を基準として省令で定める金額との合計額

三 拂出

通常現金拂

拂出金額千円以下の場合

同 千円をこえ、一万円以下の場合

同 一万円をこえ、十万円以下の場合

小切手拂

拂出金額一万円以下の場合

同 一万円をこえる場合

電信現金拂

通常現金拂の料金と電信に関する料金を基準として省令で定める金額との合計額

小切手拂に関する照会を電信でする場合における小切手拂の料金は、前項に規定する料金の額と電信に関する料金を基準として省令で定める金額との合計額とする。

第十九條の見出し中「拂込及び拂出」を「拂込、振替及び拂出」に改め、同条第一項中「加入者が自己の口座に拂込をし」を「加入者が自己の口座に拂込をし、」に、「自己の口座に電信拂込をする場合には、七十円を」を「加入者があらかじめ指定した一の郵便局において自己の口座に電信拂込をする場

合には、前條第一項第一号の省令で定める金額に、「前條第三項に規定する小切手拂の料金から同條第一項に規定する小切手拂の料金を控除した金額」を「同條第二項の省令で定める金額」に改め、同條第二項中「加入者から徴収する」の下に「この場合において、第三十九條但書の規定により制限額を、十万円又はその端数」と各別に「電信現金拂の料金」を加え、同條第五項中「電信現金拂の料金」を「電信振替の料金、電信現金拂の料金」に改める。

官報

目次

- 抗菌性物質製剤検定手数料の一部改正
- 生物学的製剤製造検定手数料の一部改正
- 米麦等の販売価格の統制額指定の件の一部改正
- 地代の停止統制額又は認可統制額に代るべき額等に関する件の一部改正
- 石油の販売価格の統制額指定
- たばこ専売法施行規則第十八條第一項の割引歩合

告示

厚生省告示第七号

昭和二十六年六月厚生省物価庁告示第三号(抗菌性物質製剤検定規則第四條に規定する検定手数料を定める件)の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十一月三十日

厚生大臣 橋本 龍伍
物価庁長官 周東 英雄

油蠟ベニシリン、油性プロカインベニシリン注射液、複合油性ベニシリン、油性ビリミジンベニシリンGの項の製剤名欄中
「油蠟ベニシリン」を「油蠟ベニシリン」に改める。
「複合油性ベニシリン」を「複合油性ベニシリン」に改める。
「油性ビリミジンベニシリンG」を「油性ビリミジンベニシリンG」に改める。

リン注射液
に、製造量欄中「五千本」を「一万本」に改める。
「五千本」に、超過製造量欄中「二千本」を「五千本」に改める。
ベニシリン軟膏の項の製造量欄中「二千本」を「五千本」に改める。
緩衝ベニシリン錠の項の製剤名欄中「緩衝ベニシリン錠」を「緩衝結晶ベリミジンベニシリン錠」に改める。
製造量欄中「三万錠」を「五万錠」に改める。
超過製造量欄中「三千錠」を「五千錠」に改める。
アルミニウムベニシリン錠の項の製造量欄中「三万錠」を「五万錠」に改める。
超過製造量欄中「三千錠」を「五千錠」に改める。
水性プロカインベニシリン、複合水性ベニシリンの項の製剤名欄中「水性プロカインベニシリン」を「複合水性ベニシリン」に改める。
複合水性ベニシリンG」に、製造量欄中「五千本」を「一万本」に改める。
超過製造量欄中「五百本」を「一千本」に改める。
ベニシリントローチの項の製造量欄中「一万個」を「五万个」に改める。
結晶ベニシリン錠—緩衝錠の項の製剤名欄中「結晶ベニシリン錠—緩衝錠」を「結晶ベニシリン錠」に改める。
製造量欄中「三万个」を「五万錠」に改める。
超過製造量欄中「三千個」を「五千錠」に改める。
眼科用テラマイシン、テラマイシンエリキサーの項の製剤名欄中「眼科用テラマイシン」を「眼科用テラマイシンエリキサー」に改める。
「テラマイシン」を「テラマイシン」に改める。
テラマイシントローチの項の次に次の三項を加える。

テラマイシン
二万本 四、三〇〇
テラマイシンエリキサー
五千本 二、〇〇〇
テラマイシントローチ
三万錠 二、〇〇〇

厚生省告示第八号

昭和二十六年八月厚生省、物価庁告示第五号(生物学的製剤製造検定規則第十三條に規定する検定手数料を定める件)の一部を次のように改正する。
昭和二十六年十一月三十日

厚生大臣 橋本 龍伍
物価庁長官 周東 英雄

乾燥B・C・Gワクチンの項を次のように改める。
乾燥B・C・Gワクチン 一〇〇万人分まで 九、〇〇〇
結核ワクチン(A〇二号)の項の次に次の三項を加える。
狂犬病ワクチン 五立まで 一八、一〇〇
血液型判定用血清 一〇立まで 四、九〇〇
血液型判定用血清(乾燥) 一〇立まで 四、九〇〇

物価庁告示第九十一号

昭和二十六年八月一日物価庁告示第六十四号(米麦等の販売価格の統制額指定の件)の一部を次のように改正する。
昭和二十六年十一月三十日

物価庁長官 周東 英雄

三、として次の一項を加える。
三、一、及び二、の統制額は、昭和二十二年十二月三十日農林省告示第九十六号(食糧管理法の施行に関する件)の六の(四)に規定する種子用米穀については、これを適用しない。

物価庁告示第九十二号

昭和二十六年九月二十五日物価庁告示第八十号(地代の停止統制額又は認可統制額に代るべき額等に関する件)の一部を次のように改正し、昭和二十六年十二月一日から施行する。
昭和二十六年十一月三十日

物価庁長官 周東 英雄

物価庁告示第九十三号

物価統制令第四條の規定によつて、石油の販売価格の統制額を次のように指定し、昭和二十六年十二月一日から実施する。
昭和二十六年四月物価庁告示第八十七号(石油の統制額指定の件)は、廃止する。
昭和二十六年十一月三十日

物価庁長官 周東 英雄

毎日
昭和二十六年十一月三十日
第三種郵便物認可

地区	府県
1. 北海道北部	宗谷、留萌、上川、網走、根室、釧路、十勝の各支庁
2. 北海道南部	渡島、檜山、後志、石狩、空知、日高、胆振の各支庁
3. 東北	青森、岩手、宮城、福島、秋田、山形
4. 京浜	東京、神奈川
軽油及び重油については、千葉県東葛飾郡、千葉郡、君津郡、安房郡、市原郡、市川市、松戸市、船橋市、千葉市、木更津市、館山市を含む。	
5. 関東信越	新潟、千葉、茨城、群馬、栃木、埼玉、静岡、山梨、長野
軽油及び重油については、千葉県東葛飾郡、千葉郡、君津郡、安房郡、市原郡、市川市、松戸市、船橋市、千葉市、木更津市、館山市を除く。	
6. 北陸	富山、石川、福井
7. 名古屋	愛知、三重、岐阜
8. 近畿	大阪、和歌山、兵庫、奈良、滋賀、京都
9. 山陰	鳥取、島根
10. 山陽	広島、岡山
軽油及び重油については、愛媛、香川、徳島を含む。	
11. 四国	高知、愛媛、香川、徳島
軽油及び重油については愛媛、香川、徳島を除く。	
12. 北九州	山口、福岡、佐賀、長崎、大分
13. 南九州	熊本、宮崎、鹿児島

- (6)揮発油税の課せられる石油の販売価格の統制額は、統制額表の統制額にその課税額を加算した額とする。
 (7)統制額表の統制額は、中味の価格とする。
 容器付で販売する場合には、容器の価格及び荷造費を加算することができる。
 容器貸で販売する場合には、容器の賃貸料を統制額表の統制額に加算することができる。
 (8)ガロン単位で販売する場合には、1ガロンを3.78543リットルとして換算し、1ガロン当りの価格について1円未満50銭以上の端数あるときはこれを1円とし、50銭未満の端数あるときはこれを切捨てる。
 (9)元売業者が実需者に直接販売するときは、その数量に応じて統制額表の統制額で販売することができる。
 (10)都道府県知事は(2)項に定める以外の方法で引渡される場合の引渡加算額を定めることができる。この場合統制額表の統制額表に加算して販売することができる。

(別表)

石油製品規格表

自動車揮発油										
自動車又は類似の内燃機関の燃料として適当なる品質を有し、水又は沈澱物を混ぜず次表の規定に合格することを要する。										
試験項目	反応	10%溜出				分溜(減量加算)				蒸気圧 40°C(kg/cm ²)
		温度(°C)	50%溜出 温度(°C)	90%溜出 温度(°C)	97%溜出 温度(°C)	乾点 °C	加鉛揮発油オクタン価	四エチル鉛		
自動車揮発油	中性	90以下	150以下	210以下	225以下	合格	0.85以下	60以上		
工業揮発油										
いずれも無色澄明にして悪臭なく溶解洗滌抽出等の用途に対し適当なる品質を有し、水又は沈澱物を混ぜず次表の規定に合格することを要する。										
試験項目	反応	引火点 (°C)	初溜温度 (°C)	分溜(減量加算)			腐蝕 試験	主なる用途		
				10%溜出 温度(°C)	50%溜出 温度(°C)	乾点 (°C)				
ベンゼン	中性	—	30以上	70以下	100以下	150以下	合格	精密機械洗滌、炭坑安全燈、各種溶剤空気ガス発生用		
ゴム用揮発油	—	—	80以上	—	120以下	175以下	—	ゴム溶剤、塗料稀釈、グリーンング、安全燈用		
大豆用	—	—	60以上	—	—	105以下	—	大豆油、蛹油、除虫菊、香油等の抽出用		
脱水用	—	—	90以上	—	—	105以下	—	アルコール脱水用		
ミネラルターベン	—	30以上	—	100以上	—	210以下	—	ペンキ、ワニス等稀釈用(テレピン油代用)		
燈油										
いずれも無色乃至淡黄色澄明にして白燈油は主として一般石油ランプ用、茶燈油は小型発動機用、信号燈油は信号燈その他の高引火点を必要とする特殊石油ランプ用、ソルベントは溶剤用として適当なる品質を有し、水又は沈澱物を混ぜず次表の規定に合格することを要する。										
試験項目	反応	引火点 (°C)	初溜温度 (°C)	95%溜出温度 (減量加算)		硫黄分 (%)	点燈 試験	腐蝕 試験	曇り点 (°C)	主なる用途
				温度(°C)	温度(°C)					
白燈油	中性	30以上	—	280以下	0.10以下	—	—	—	—	一般燈火用
茶	—	—	—	320	0.15	—	—	—	—	石油発動機用
信号	—	110以上	—	370	0.10	—	合格	0以下	—	鉄道、船舶等の信号燈用
ソルベント	—	30以上	140以上	220	—	—	—	—	—	ペンキ、ワニス等の稀釈用

第一 統制額表

(1)販売業者販売価格の統制額A

油名	北海道		北海道		東北		京浜		関信		東越		北陸		名古屋		近畿		山陰		山陽		四国		北九州		南九州				
	北	南	北	南	北	南	北	南	北	南	北	南	北	南	北	南	北	南	北	南	北	南	北	南	北	南	北	南			
(1)揮発油	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
自動車揮発油	27,700	26,900	24,700	23,400	23,500	24,800	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000			
ゴム用	45,200	44,400	42,800	41,900	42,200	42,600	42,400	42,200	43,300	42,900	43,600	43,200	43,400	42,600	42,400	42,200	43,300	42,900	43,600	43,200	43,400	42,600	42,400	42,200	43,300	42,900	43,600	43,200	43,400		
大豆用	83,100	82,300	80,700	79,800	80,100	80,500	80,300	80,100	81,200	80,800	81,500	81,100	81,300	80,500	80,300	80,100	81,200	80,800	81,500	81,100	81,300	80,500	80,300	80,100	81,200	80,800	81,500	81,100	81,300		
脱水用	58,200	57,400	55,800	54,900	55,200	55,600	55,400	55,200	56,300	55,900	56,600	56,200	56,400	55,600	55,400	55,200	56,300	55,900	56,600	56,200	56,400	55,600	55,400	55,200	56,300	55,900	56,600	56,200	56,400		
ミネラルターベン	43,000	43,200	46,600	45,700	45,000	46,400	46,200	46,000	47,100	46,700	47,400	47,000	47,200	46,400	46,200	46,000	47,100	46,700	47,400	47,000	47,200	46,400	46,200	46,000	47,100	46,700	47,400	47,000	47,200		
ベンゼン	63,400	62,600	61,000	60,100	60,400	60,800	60,600	60,400	61,500	61,100	61,800	61,400	61,600	60,800	60,600	60,400	61,500	61,100	61,800	61,400	61,600	60,800	60,600	60,400	61,500	61,100	61,800	61,400	61,600		
(2)燈油																															
白燈油	25,200	24,300	22,300	22,100	22,100	22,900	22,700	22,200	22,900	22,700	23,100	23,400	24,000	22,300	22,100	22,100	22,900	22,700	23,100	23,400	24,000	22,300	22,100	22,100	22,900	22,700	23,100	23,400	24,000		
茶	23,300	22,400	20,400	20,200	20,200	21,000	20,800	20,300	21,000	20,800	21,200	21,500	22,100	20,400	20,200	20,200	21,000	20,800	21,200	21,500	22,100	20,400	20,200	20,200	21,000	20,800	21,200	21,500	22,100		
信号	73,500	77,700	76,100	75,200	75,500	75,900	75,700	75,500	76,600	76,200	76,900	76,500	77,100	76,300	76,100	76,100	76,900	76,200	76,900	76,500	77,100	76,300	76,100	76,100	76,900	76,200	76,900	76,500	77,100		
ソルベント	35,100	34,200	32,200	32,000	32,000	32,500	32,300	32,300	32,800	32,600	33,000	33,300	33,900	32,200	32,000	32,000	32,800	32,600	33,000	33,300	33,900	32,200	32,000	32,000	32,500	32,300	32,300	32,800	32,600	33,000	
(3)軽油	21,100	20,060	18,550	17,600	13,130	13,960	13,400	13,000	13,540	13,350	13,770	13,340	19,000																		
(4)重油																															
A重油	17,500	16,250	15,300	14,400	14,950	15,800	15,050	14,700	15,200	14,900	15,150	14,800	15,350	17,500	16,250	15,300	14,400	14,950	15,800	15,050	14,700	15,200	14,900	15,150	14,800	15,350	17,500	16,250	15,300	14,400	
B	14,550	13,600	12,650	11,750	12,300	13,150	12,400	12,050	12,550	12,250	12,500	12,700	13,250	14,550	13,600	12,650	11,750	12,300	13,150	12,400	12,050	12,550	12,250	12,500	12,700	13,250	14,550	13,600	12,650	11,750	12,300
C	14,100	12,850	11,900	11,000	11,550	12,400	11,650	11,300	11,800	11,500	11,750	11,900	12,450	14,100	12,850	11,900	11,000	11,550	12,400	11,650	11,300	11,800	11,500	11,750	11,900	12,450	14,100	12,850	11,900	11,000	11,550
30	16,800	15,550	14,600	13,700	14,250	15,100	14,350	14,000	14,500	14,200	14,450	14,600	15,150	16,800	15,550	14,600	13,700	14,250	15,100	14,350	14,000	14,500	14,200	14,450	14,600	15,150	16,800	15,550	14,600	13,700	14,250
50	13,000	12,750	12,800	12,900	12,950	13,000	13,050	13,100	13,150	13,200	13,250	13,300	13,350	13,400	13,450	13,500	13,550	13,600	13,650	13,700	13,750	13,800	13,850	13,900	13,950	14,000	14,050	14,100	14,150	14,200	

(2)販売業者販売価格の統制額B

油名	北海道		北海道		東北		京浜		関信		東越		北陸		名古屋		近畿		山陰		山陽		四国		北九州		南九州	
	北	南	北	南	北	南	北	南	北	南	北	南	北	南	北	南	北	南	北	南	北	南	北	南	北	南	北	南
(1)揮発油	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
自動車揮発油	239	231	260	246	243	260	253	252	256	252	259	266	273	239	231	260	246	243	260	253	252	256	252	259	266	273		
ゴム用	515	507	492	483	486	489	488	485	486	485	496	495	497	515	507	492	483	486	489	488	485	486	485	496	495	497		
大豆用	894	886	871	862	865	863	867	864	875	871	873	874	876	894	886	871	862	865	863	867	864	875	871	873	874	876		
脱水用	645	637	622	613	616	619	618	615	626	622	623	625	627	645	637	622	613	616	619	618	615	626	622	623	625	627		
ミネラルターベン	553	545	530	521	524	527	526	523	534	530	537	533	535	553	545	530	521	524	527	526	523	534	530	537	533	535		
ベンゼン	677	639	674	665	663	671	670	667	678	674	631	677	679	677	639	674	665	663	671	670	667	678	674	631	677	679		
(2)燈油																												
白燈油	265	256	237	234	2																							

明治三十五年第三種郵便物認可

軽油

主として燒玉又は高速ディーゼル機関の燃料として適當なる品質を有し、水又は沈澱物を混ぜず次表の規定に合格することを要する。

名称	試験項目	反応	引火点(°C)	95%溜出温度(減重量加算)(°C)	主なる用途
軽油	中性		50以上	340以下	発動機及びディーゼル機関燃料機械洗滌、研磨並びに殺虫用

重油

いずれも褐色乃至黒褐色にしてA重油及びB重油は主として低速「ディーゼル」機関用、C重油は主として汽罐又は加熱炉用燃料として適當なる品質を有し、塵埃その他の夾雜物を混ぜず次表の規定に合格することを要する。

名称	試験項目	反応	引火点(°C)	粘度50°C(秒)	凝固点(°C)	残溜炭素(%)	灰分(%)	水分容量(%)	硫黄分(%)	軽油、混等(%)	主なる用途
A	重油	中性	50以上	100以下	5以下	5.0以下	0.05以下	1.0以下	1.2以下	—	ディーゼル及びセミディーゼル機関燃料及び加熱燃料用
B	〃	〃	50〃	100~250	15以下	8.0以下	0.1〃	1.0〃	3.5〃	—	加熱燃料、アスファルトフ
C	〃	〃	60〃	1000以下	—	—	—	2.0〃	—	—	ラツクス木材防腐用
30	〃	〃	50〃	100〃	8以下	—	6.0以下	1.0〃	3.0以下	30	
50	〃	〃	50〃	80〃	0以下	—	5.0〃	1.0〃	2.0〃	50	

告示

◎物価庁告示第十号

日本専売公社告示第十号
たばこ専売法施行規則第十八條第一項の割引歩合を次のように定め、昭和二十六年十二月一日以降の売渡分につき適用し、昭和二十六年三月物価庁告示第三号は、昭和二十六年十一月三十日限り廃止する。

昭和二十六年十一月三十日

物価庁長官 周東 英雄

日本専売公社総裁 秋山孝之輔

一、日本専売公社製造たばこ

イ、「ピース」、「光」、「桃山」及び「アストリア」

ロ、イに掲げる以外の品種

定価の千分の七〇

定価の千分の七〇

二、外国製造たばこ

定価一部三門
官報は無料紙添付者
発行所 東京新宿区市谷本村町
電話九段五三一
振替東京一九〇〇〇 官報課